

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

平成 25 事業年度業務実績報告書添付資料

添付資料①	随意契約等見直し計画……………	1
添付資料②	ホームページサイトマップ……………	4
添付資料③	ホームページ上におけるご意見・ご要望の受付状況（25 年度）……………	1 4
添付資料④	「ご利用者の声」25 年度集計結果……………	1 5
添付資料⑤	緑の雇用現場技能者育成対策事業……………	1 6
添付資料⑥	累積欠損金解消計画（林退共）……………	1 7
添付資料⑦	平成 25 事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況（一般の中小企業、建設業、清酒製造業、林業退職金共済事業）……………	2 2
添付資料⑧	平成 25 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する、評価報告書……………	2 8
添付資料⑨－1	一般の中小企業退職金共済事業における平成 24 事業年度に係る資産運用結果に対する評価結果報告書……………	4 4
添付資料⑨－2	建設業退職金共済事業における平成 24 事業年度に係る資産運用結果に対する評価結果報告書……………	6 1
添付資料⑨－3	清酒製造業退職金共済事業における平成 24 事業年度に係る資産運用結果に対する評価結果報告書……………	8 3
添付資料⑨－4	林業退職金共済事業における平成 24 事業年度に係る資産運用結果に対する評価結果報告書……………	1 0 2
添付資料⑩	能力開発プログラムの概要……………	1 1 5

随意契約等見直し計画

平成22年4月
独立行政法人勤労者退職金共済機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(73.4%) 163	(79.9%) 4,279,341	(97.7%) 217	(94.0%) 5,032,942
競争入札	(22.1%) 49	(46.9%) 2,510,180	(45.5%) 101	(61.2%) 3,276,247
企画競争、公募等	(51.4%) 114	(33.0%) 1,769,161	(52.3%) 116	(32.8%) 1,756,695
競争性のない随意契約	(26.6%) 59	(20.1%) 1,074,853	(2.3%) 5	(6.0%) 321,252
合 計	(100%) 222	(100%) 5,354,194	(100%) 222	(100%) 5,354,194

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額・%は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 不落・不調の随意契約は、企画競争、公募等に整理している。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実 績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	163	4,279,341
うち一者応札・一者応募	(69.3%) 113	(83.3%) 3,565,878

(注1) 上段()は競争性のある契約に対する割合を示す。

(注2) 一者応募には、要件を満たす全ての者と契約する公募(46件、268,898千円)が含まれる。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(4.4%) 5	(56.5%) 2,014,982
仕様書の変更	0	0
参加条件の変更	0	0
公告期間の見直し	1	9,351
その他	4	2,005,630
契約方式の見直し	(0.9%) 1	(0.9%) 32,745
その他の見直し	(94.7%) 107	(42.6%) 1,518,151
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(0%) 0	(0%) 0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額・%は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段()は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

(注4) その他の見直しには、要件を満たす全ての者と契約する公募(46件、268,898千円)が含まれる。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施する。

(2) 監事及び会計監査人による監査の実施

① 監事による監査において、随意契約の適正化を推進するため入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

② 会計監査人による財務諸表監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

(3) 随意契約等の見直し

① 総合評価方式の導入拡大

情報システム、広報業務等に加え、総合評価落札方式による一般競争入札に移行可能な業務について検討する。

② 保守業務等の契約

システム関連等の調達と不可分な関係にある保守業務等の契約については、当該調達を行う際に保守業務等を含めた契約を行うことができないか検討する。

(4) 一者応札・一者応募の見直し

「一者応札・一者応募に係る改善方策について」に基づき、以下の取り組みを行う。

① ホームページの一層の活用による情報提供の拡充を行う。

② 調達内容に応じ、公告期間及び入札日から納入期限までの適切な設定により応札の検討期間及び準備期間を十分確保する。

③ 入札参加資格等の応募要件・契約条件の緩和及び見直しについて改善の余地がないか検討する。

④ 複写機の賃貸借及び情報システム等の運用、保守契約については、事業者における長期的な収支予測が可能となるよう複数年契約を検討する。

新着情報
機構とは

- ト 理事長挨拶
- ト 役割
- ト 組織図
- ト 役員の状況
- ト 所在地
- ト お知らせ

制度について

- ト 退職金共済制度
 - ト 国の退職金制度です
 - ト 加入のメリット
 - ト 共済制度に加入するには
- ト 勤労者財産形成促進制度
 - ト 勤労者の計画的な財産形成作りを、国と事業主が支援する制度です
 - ト 財形貯蓄のメリット
 - ト 財形持家転貸融資制度の仕組み

情報公開

情報公開制度について

- ト 個人情報の開示・訂正・利用停止請求について
 - ト 開示・訂正・利用停止請求について
 - ト 個人情報ファイル簿
 - ト 法令・規程等
 - ト 個人情報保護の取り組みについて
- ト 法人文書の公開について
 - ト 公開制度の概要
 - ト 法人文書ファイル管理簿
 - ト 法令・規程等
- ト 総合案内所について
 - ト 総合案内所チラシ
 - ト 総務省総合案内所ホームページ

法定公開公表事項

- ト 組織に関する情報
- ト 業務に関する情報
- ト 財務に関する情報
- ト 評価及び監査に関する情報

業務・システムの最適化に向けた取り組み

- ト 退職金共済業務に係るシステム調達計画書の決定について
- ト 情報化統括責任者(CIO)補佐官の選任について
- ト 退職金共済業務・システムに係る業務システム最適化計画の決定について
- ト 退職金共済業務・システムに係る刷新可能性調査報告書について

コンプライアンス推進に関する取り組み

独立行政法人から関連法人への補助・取引等及び再就職の状況

その他資料について

- ト 役員の報酬等及び職員の給与の水準について
- ト 役員に就いている退職公務員等の状況
- ト 温室効果ガスの排出の抑制等のために実行すべき措置について定める
実行計画
- ト 温室効果ガス排出量について
- ト 勤労者退職金共済機構・節電行動リスト
- ト 独立行政法人勤労者退職金共済機構節電実行計画
- ト 行政支出の無駄削減の取組状況
- ト 退職金機構ビルのあり方に関する検討会
- ト 一般事業主行動計画

勤労者退職金共済機構に寄せられた国民の声

個人情報保護

統計資料

- ト 最新データ(月次)
- ト 年度別データ

資産運用

- ト 資産運用の基本方針
- ト 資産運用管理体制
- ト 資産運用の状況
- ト 資産運用結果に対する評価

機構ホームページサイトマップ

ト	外部の専門家で構成する委員会
ト	用語集
ト	関連法規
ト	設立根拠法等
ト	中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）
ト	中小企業退職金共済法施行令（昭和39年政令第188号）
ト	中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号）
ト	勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）
ト	勤労者財産形成促進法施行令（昭和46年政令第332号）
ト	勤労者財産形成促進法施行規則（昭和46年労働省令第27号）
ト	独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第152号）
ト	独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）
ト	内部規程
ト	業務方法書
ト	役員給与規程
ト	役員退職金規程
ト	職員給与規程
ト	職員退職手当規程
ト	文書管理規程
ト	法人文書の管理等に関する達
ト	会計規程
ト	政府調達に関する協定その他の国際約束に基づく特定調達手続に係る会計規程の特例を定める規程
ト	調達情報
ト	競争参加資格申請のご案内
ト	意見招請
ト	入札等に関する公告
ト	入札公告
ト	企画競争公告
ト	採択結果
ト	見積依頼
ト	公募公告
ト	契約締結状況
ト	競争入札
ト	随意契約
ト	随意契約の基準
ト	随意契約見直し計画及びフォローアップ
ト	競争性のない随意契約に係る契約情報の公表
ト	公益法人への支出状況
ト	公益法人との契約締結状況
ト	公益法人への契約以外の支出
ト	公益法人への支出状況見直し
ト	当機構OBが再就職している契約先との契約に係る情報の公表について
ト	「1者応札・1者応募」に係る改善方策について
ト	勤労者退職金共済機構契約監視委員会について
ト	設置要綱
ト	契約監視委員会委員名簿
ト	第1回 勤労者退職金共済機構契約監視委員会 審議概要
ト	第2回 勤労者退職金共済機構契約監視委員会 審議概要
ト	第3回 勤労者退職金共済機構契約監視委員会 審議概要
ト	第4回 勤労者退職金共済機構契約監視委員会 審議概要
ト	環境物品等の調達について
ト	障害者就労施設等からの物品等の調達について
ト	採用情報
ト	役員公募
ト	リンク集
ト	ご意見・ご質問
ト	このサイトについて
ト	サイトマップ
ト	所在地
	機構ホームページサイトマップ

トップページ (中退共)

新着情報

制度について

- 制度の概要

- 制度の特色

- 加入の条件

- 掛金

- 通算制度

- 退職金

手続きのご案内

- 加入手続きを行う場合

- 事業所の雇用実態に変動があった場合の手続き (同居の親族関係)

- 月額変更の手続きを行う場合

- 掛金前納の手続きを行う場合

- 退職した際の手続きを行う場合

- 加入証明書の発行

- 納付期限の延長

Q&A

- 制度の概要について

- 加入について

- 掛金について

- 退職金のポータビリティについて

- 各種手続き・取扱いについて

- 預金口座振替について

- 退職手続きについて

- 退職金について

- 税金について

情報公開

- 統計資料

- 資産運用

- 財務に関する情報 (機構サイト)

- 平成24事業年度中退共事業の財務状況について

- 業務に関する情報 (機構サイト)

- 評価及び監査に関する情報 (機構サイト)

- 個人情報保護の取り組みについて (機構サイト)

お知らせ

制度に関するお知らせ

- 平成26年4月1日以後に解散する存続厚生年金基金の上乗せ資産を移換することができます

- 「厚生労働大臣が定める率」についてのお知らせ

- 「被共済者退職届」に被共済者の住所を記載していただくこととなりました (平成25年1月1日施行)

- 適格退職年金制度からの移行期間終了のお知らせ (平成24年3月31日)

- 加入対象者範囲の見直しについて (平成23年1月1日施行)

手続き・取組についてのお知らせ

- 「掛金納付状況票」及び「退職金試算票」の送付について

- 退職金共済契約の加入申込みをされる方へ

- 東日本大震災により被災された方・そのご遺族の皆様へ

- 未払い退職金報道について

- 退職金等の未請求者縮減への取組について

- 退職金等の確実な支給に向けて (お願い)

- 加入事業所検索

- 退職金共済手帳等の一斉更新について

- ワンポイント情報

広報からのお知らせ

- 企業訪問による無料相談受付中

- 広報誌等への記事掲載のお願い

- 補助制度を実施している地方自治体

その他のお知らせ

- 旧電話番号・旧FAX番号からの転送サービス終了のお知らせ

- 移転のお知らせ (平成24年5月7日～)

- 閉鎖相談コーナーの電話番号・FAX番号からの転送サービス終了のお知らせ

- 不審な電話にご注意下さい

中退共ホームページサイトマップ

無料相談・説明会等

- ト 無料相談のご案内
- ト 中退共制度説明会のご案内
- └ 相談窓口のご案内

資料請求

- ト 申込書等ご希望の事業主様
- ト 行政機関等・委託事業主団体
- └ 代理店（金融機関）

退職金試算

- ト 退職金のシミュレーション
- ト 分割退職金のシミュレーション
- ト 「退職金試算依頼書」による試算
- ト 退職金計算
- ト 基本退職金額表
- ト 別表1
- └ 別表2

ダウンロード

- ト よくわかる中退共制度詳細版（あらまし）
- ト 手続様式見本集
- └ 中小企業退職金共済法・約款

事業主の方へ

- ト 既にご加入の事業主様
- └ 加入を検討中の事業主の方

従業員の方へ

加入証明書交付

「なるほど納得！中退共制度」

お客様サービスコーナー

- ト お問い合わせ
- ト お得なサービス
- └ お便りコーナー

中退共だより

CM動画

加入事業所検索

ご意見ご質問

お問い合わせ・相談

- ト 電話・来訪によるお問い合わせ
- └ 中退共本部お問い合わせ一覧
- └ 相談窓口のご案内
- ト 退職金の未請求、時効等についてのお問い合わせ
- └ 入力フォームからのお問い合わせ
- └ ご意見・ご質問

このサイトについて

リンク集

- ト 関係団体
- └ 助成自治体

金融機関の方へ

委託事業主団体の方へ

サイトマップ

トップページ（中退共モバイル）

- ト お知らせ
- ト 中退共制度とは
 - ト 制度の概要
 - ト 加入のメリット
 - ト 加入条件
 - ト 掛金について
 - ト 通算制度について
 - ト 過去の勤務期間の通算
 - ト 企業間を転職した際の通算
 - ト 特定業種退職金共済制度（建退共、清退共、林退共）との通算
 - ト 特定退職金共済制度との通算
 - ト 退職金について
 - ト 退職金額について
 - ト 退職金の受取り
 - ト 退職金の税金について
- ト 手続きのご案内
 - ト 加入するには
 - ト 初めて中退共制度に加入する場合
 - ト 従業員を追加加入する場合
 - ト 雇用実態に変動があった場合
 - ト 掛金月額を変更する場合
 - ト 掛金を前納する場合
 - ト 退職金を請求する場合
 - ト 事業主の手続き
 - ト 従業員の手続き
 - ト 遺族の手続き
 - ト 加入証明書を取得する場合
 - ト 納付期限の延長を申出の場合
- ト Q&A（準備中）
- ト 相談・説明会
 - ト 訪問による個別相談
 - ト 説明会開催のお知らせ
- ト 資料請求
- ト お得なサービス
- ト お問い合わせ
 - ト 電話・訪問によるお問い合わせ
 - ト 入力フォームからのお問い合わせ

トップページ (建退共)

新着情報

制度について

- 1. 制度の概要 (しくみ、目的等)
- 2. 制度の特色
- 3. 加入の条件
- 4. 共済契約者証
- 5. 証紙について
- 6. 手帳について
- 7. 制度間の移動通算制度
- 8. 退職金について
- 9. 加入企業・受給者の声

手続きのご案内

- 1. 契約申込みについて
- 2. 共済証紙を購入するときは
- 3. 共済手帳 (樹金助成を含む) の更新手続きについて
- 4. 労働者が事業所をやめたときは
- 5. 退職金を受け取るには
- 6. 加入・履行証明について
- 7. 経営事項審査について

退職金試算

- 退職金を請求するときは
- 退職金試算
- 税法上の取扱い

ダウンロード

- 1. 各種申請書
- 2. 制度の手引き (PDF形式)
- 3. 制度のあらまし
- 4. 建設事業主のみなさん
- 5. 労働者用リーフレット
- 6. 建設業退職金共済約款 (PDF形式)

情報公開

統計情報

- ・月報
- ・事業年報
- ・年度別共済契約者・被共済者加入脱退状況
- ・最新データ/年度別データ

業務に関する情報

財務に関する情報

資産運用に関する情報

評価及び監査に関する情報

建退共制度に関する実態調査結果 見る/PDF

個人情報保護の取り組みについて

Q&A

所在地

- 本部所在地案内図 (地図)
- 組織図と主な業務 (本部)
- 都道府県支部所在地 (案内図)

資料等請求方法

- パンフレット等
- 現場標識 (シール)
- 源泉徴収票

リンク

- 関係団体
- 建設業協会
- 建設産業団体
- 提携サービス
- 関連情報

提携サービス

- レンタカー
- ホテル・リゾート
- アミューズメント
- トラベル
- 引越し
- その他

建退共加入事業所情報

担当部署一覧

ご意見・ご質問

サイトマップ

このサイトについて

- ガイドライン
- 利用規約

機構ページ

お問い合わせ

お知らせ

動画 よくわかる建退共

手帳受払簿・共済証紙受払簿の作成は、こちらをご活用下さい。

加入企業・受給者の声

公共工事発注者へのお願い

トップページ (建退共モバイル)

ト	お知らせ
ト	建退共制度について
ト	ト 制度の概要
ト	ト 制度の特色
ト	ト 加入について
ト	ト 加入条件
ト	ト 一人親方の加入
ト	ト 小規模事業主の加入
ト	共済契約者証
ト	証紙について
ト	ト 証紙の種類
ト	ト 掛金の税法上の取扱い
ト	ト 共済証紙の貼付及び消印
ト	ト 1日券と10日券証紙の交換
ト	手帳について
ト	ト 掛金助成手帳(1冊目)の交付
ト	ト 共済手帳(掛金助成手帳を含む)の更新手続きについて
ト	ト 共済手帳受払簿
ト	ト 労働者の氏名・住所変更及び生年月日に誤りがあったときは
ト	ト 労働者が1人で2冊以上の手帳を持っているときは
ト	ト 手帳を紛失又は棄損したときは
ト	制度間の移動通算制度
ト	ト 中退共・清退共・林退共からの建退共への移動通算
ト	ト 同一事業者内で職種変更による場合
ト	ト 異なる事業所に再就職した場合
ト	退職金について
ト	手続きのご案内
ト	ト 契約申込みについて
ト	ト 加入の手続き
ト	ト 新しく現場で働く労働者を雇ったときは
ト	共済証紙を購入するときは
ト	ト 共済証紙の購入
ト	ト 発注官公庁への掛金収納書の提出
ト	ト 共済証紙購入の考え方
ト	ト 共済証紙の現物交付
ト	ト 現物交付での元請・下請の税法上の取扱い
ト	共済手帳(掛金助成手帳を含む)の更新手続きについて
ト	労働者が事業所をやめたときは
ト	退職金を受け取るには
ト	加入・履行証明について
ト	経営事項審査について
ト	Q&A
ト	ト 1. 加入について
ト	ト 2. 証紙について
ト	ト 3. 退職金について
ト	ト 4. その他
ト	資料請求
ト	お得なサービス
ト	お問い合わせ
ト	ト 相談窓口
ト	ト 建設業退職金共済事業本部
ト	ト 都道府県支部所在地
ト	中退共モバイルサイトへ

トップページ（清退共）

- ト 新着情報
- ト 制度について
 - ト 清酒製造業退職金共済制度の仕組み
 - ト 清酒製造業退職金制度のここに注目
- ト 手続きのご案内
 - ト 加入するには
 - ト 加入したら
 - ト 掛金を納める
 - ト 退職金を受け取る
- ト 退職金試算
- ト ダウンロード
 - ト 共済約款
 - ト 共済契約関係
 - ト 退職金請求関係
 - ト パンフレット等
- ト 本部・支部所在地
 - ト 全国清退共支部所在地及び相談員の設置されている杜氏組合
 - ト 地域別清退共支部所在地
- ト 情報公開
 - ト 清酒製造業退職共済事業本部 公表資料
 - ト 中期計画・年度計画(機構サイト)
 - ト 決算関係書類(機構サイト)
 - ト 資産運用(機構サイト)
 - ト 統計資料
 - ト 事業季報
 - ト 都道府県別加入状況
 - ト 月次データ、年度別データ(機構サイト)
- ト サービス一覧
 - ト ホテル
 - ト 旅行
 - ト レンタカー
 - ト アミューズメント
 - ト その他
- ト リンク
- ト ご意見・ご質問
- ト Q&A
- ト お知らせ
 - ト 退職金請求書に添付する住民票について
 - ト 平成25年1月からは「共済手帳更新申請書」に被共済者の住所を必ず記入してください
 - ト 退職金の請求手続きや共済手帳の更新手続きを忘れていませんか？
 - ト 罹災地域の加入者に対する特例措置について
 - ト 東日本大震災により被災された方・そのご遺族の皆様へ
 - ト 災害救助法適用地域等
 - ト 理事長表彰
- ト 案内図はこちら
- ト 加入事業所検索

トップページ（林退共）

- ト 新着情報
- ト 制度について
 - ト 林業退職金共済制度の仕組み
 - ト 林業退職金制度のここに注目
 - ト 掛金補助自治体一覧
- ト 手続きのご案内
 - ト 加入するには
 - ト 加入したら
 - ト 掛金を納める
 - ト 退職金を受け取る
- ト 退職金試算
- ト ダウンロード
 - ト 共済約款
 - ト 共済契約申込み関係
 - ト 事務手続き関係
 - ト 退職金請求関係
 - ト 一人親方関係
 - ト 移動通算関係
 - ト 共済証紙関係
 - ト 加入・履行証明関係
 - ト 災害救助法が適用された市区町村に対する特別措置に係る様式
 - ト 林業退職金共済制度のあらまし
- ト 本部・支部所在地
- ト 情報公開
 - ト 林業退職共済事業本部 公表資料
 - ト 中期計画・年度計画(機構サイト)
 - ト 決算関係書類(機構サイト)
 - ト 資産運用(機構サイト)
 - ト 統計資料
 - ト 事業季報
 - ト 月次データ、年度別データ(機構サイト)
- ト サービス一覧
 - ト ホテル
 - ト 旅行
 - ト レンタカー
 - ト アミューズメント
 - ト その他
- ト リンク
- ト ご意見・ご質問
- ト Q&A
- ト お知らせ
 - ト 退職金請求書に添付する住民票について
 - ト 平成25年1月からは「共済手帳更新申請書」に被共済者の住所を必ず記入してください。
 - ト 退職金の請求手続きや共済手帳の更新手続きを忘れていませんか？
 - ト お問い合わせの際には、メールアドレスを正しくご記入下さい。
 - ト 東日本大震災により被災された方・その後遺族の皆様へ
 - ト 災害救助法適用地域
 - ト 災害救助法が適用された市区町村に対する特別事務処理について
- ト 案内図はこちら
- ト 加入事業所検索

トップページ (財形部)

- ト 財形制度について
 - └ 財形制度について
- ト 貯蓄・融資のご案内
 - ト 貯蓄・融資のご案内
 - ト 財形貯蓄制度
 - ト 財形貯蓄制度概要
 - ト 一般財形貯蓄
 - ト 財形住宅貯蓄
 - ト 財形年金貯蓄
 - ト 適格払い出しについて
 - └ 財形貯蓄制度導入までの流れ
 - ト 財形持家転貸融資制度
 - ト 財形持家転貸融資制度概要
 - ト ご利用に関する条件
 - ト ご利用にあたっての取り決めなど
 - ト 財形持家転貸融資制度詳細
 - ト 利用対象者・転貸融資を受けられる勤労者
 - ト 融資の対象となる住宅・土地・費用
 - ト 融資利率・融資額
 - ト 返済期間・返済方法
 - ト 担保・損害保険
 - ト 負担軽減措置
 - ト 福利厚生会社の利用
 - └ お申込み時提出書類
 - ト 財形持家転貸融資の利用について
 - ト 融資の申込み方法
 - ト 融資までの手続き：住宅の建設資金
 - ト 融資までの手続き：新築住宅の購入資金
 - ト 融資までの手続き：中古住宅の購入資金
 - ト 融資までの手続き：住宅リフォームの資金
 - └ 融資制度の導入と融資実行までの流れ
 - ト 融資返済中の方向け情報
 - ト 繰り上げ返済について
 - ト 返済方法の変更
 - ト 東日本大震災により被災された方へ
 - ト 減税用残高証明書について
 - └ ご返済開始後の注意事項
 - └ 財形持家転貸融資返済シミュレーター
 - ト 財形給付金・財形基金制度
 - └ 財形給付金制度・財形基金制度概要
- ト 個人の方へ
 - ト ライフイベントから選ぶ財形制度
 - ト 就職
 - ト 結婚
 - ト 出産
 - ト マイホーム
 - ト 教育
 - └ 老後
 - └ 資金計画の専門家による提言
- ト 法人・事業主の方へ
 - └ 財形制度導入の概要
- ト 手続き・導入について
 - ト 手続き・導入について
 - ト 融資利率について
 - ト 過去の更新情報
 - ト 財形制度取扱金融機関一覧
 - ト 所在地案内・アクセス
 - ト 資料請求・ダウンロード
 - ト ご意見・ご質問
 - └ よくある質問
- ト サイトマップ
- ト 当ウェブサイトについて
 - ト アクセシビリティ方針
 - └ 個人情報の取り扱いについて

財形部ホームページサイトマップ

ご意見・ご要望受付件数(25年度)

添付資料③

	機 構	中退共	建退共	清退共	林退共	財形	合 計
件 数	30	756	308	4	22	107	1,227

	件 数
1 共済制度についての要望	13
2 共済制度についての質問	1036
契約・更新等について	(213)
退職金関係について	(236)
通算関係について	(36)
法改正等について	(0)
適格年金からの引継ぎ	(1)
証紙の購入の考え方	(20)
証紙の受払について	(70)
証紙関係について	(32)
手続方法等について	(270)
掛金収納について	(117)
制度全般について	(41)
3 資料・様式の請求	87
4 退職金制度等に関する一般的な質問	3
5 ホームページについての照会	8
6 リンクについての照会	0
7 苦情	14
8 情報公開(広報関係)	1
9 財形貯蓄制度について	30
一般財形貯蓄制度について	(4)
住宅財形持家制度について	(18)
年金財形持家制度について	(8)
10 財形持家融資制度について	5
11 その他	30
計	1227

注 ()内の数字は内訳数である。

添付資料④

平成26年4月1日

「ご利用者の声」集計結果

総務部総務課

平成25年4月から平成26年3月までの集計

本部別	相談センター・コーナー別	回答数	【Q1】どのようなご用件で相談コーナーにいらっしゃいましたか？（複数回答可）												
			①新制度加入について へー新規に中退共への加入	②新制度加入について 従業員を追加で加入	③新制度加入について 資格年金制度より中退金制 へ移行	④退職金請求手続き	⑤加入証明書の発行依頼	⑥掛金の納付について	⑦掛金の月額変更について	⑧従業員の退職について	⑨中退共制度の解約について	⑩従業員の氏名の変更 の変更	⑪事業所の名称・住所の変更	⑫中退共制度の通産について	⑬資料様式の請求
中退共本部	事業推進部 相談センター	10	1	1		6		1	1						1
	名古屋 相談コーナー	2	2										1		
	大阪 相談コーナー														
建退共本部	相談コーナー														
合 計		12	3	1		6		1	1				1		1

注）複数回答可、未記入の場合があるため回答数とは一致しない。

本部別	相談センター・コーナー別	回答数	【Q2】問題解決					【Q3】職員の対応					特記事項	
			非常に役にたった	役にたった	どちらともいえない	役にたたなかった	全く役にたたなかった	非常によかった	よかった	どちらともいえない	よくなかった	全くよくなかった	お礼意見	苦情意見
中退共本部	事業推進部相談センター	10	7	2				9	1					
	名古屋相談コーナー	2	2					2						
	大阪相談コーナー													
建退共本部	相談コーナー													
合 計		12	9	2				11	1					

注）「問題の解決」「職員の対応」とともに未記入の場合があるため回答数とは一致しない。

「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

事業のポイント

人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給に必要な、間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を段階的かつ体系的に育成します。

<背景／課題>

「新成長戦略」に掲げられた森林・林業の再生に必要な人材育成のうち、フォレスター・森林施業プランナーが描いた地域の森林づくりのビジョンに基づき、間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を段階的かつ体系的に育成することが重要です。

政策目標

- 平成27年度までに現場管理責任者等1,800人を育成
- 平成25年度までに森林作業道作設オペレーター1,500人を育成

<内容>

1. 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ

就業希望者を雇用して行う以下の研修等に必要な経費を支援します。

- ① 林業への新規就業者の確保に向けた就業体験やガイダンス、作業実態等の理解を図るためのトライアル雇用（規模：300人）
- ② 林業経験のない方が基本的な技術を習得するための3年間のOJT研修（規模：3,400人）等
- ③ 現場管理責任者等に必要な知識・技術を習得するためのキャリアアップ研修（規模：300人）

2. 森林作業道作設オペレーターの育成

丈夫で簡易な森林作業道を作設するオペレーターを育成するための研修（規模：920人）の実施に必要な経費を支援します。

<事業実施期間>

- 1 平成23年度～平成27年度（5年間）
- 2 平成23年度～平成25年度（3年間）

「林野庁 HP」より抜粋

平成 17 年 10 月 1 日

累積欠損金解消計画

独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

1 計画の基本的考え方

(1) 累積欠損金発生経緯

林業退職金共済事業（以下「林退共」という。）において累積欠損金は平成 8 年度末に 307 百万円を計上した後、市場金利の低下に伴って増加傾向で推移し、独立行政法人となった平成 15 年 10 月時点で 2,137 百万円となった。これは、予定運用利回り（中小企業退職金共済法第 43 条第 5 項に基づく退職金額の算定基礎となる率）が市場金利や平均運用利回りを上回る水準に定められていたためであるが、平成 15 年 10 月に予定運用利回りが 2.1%から 0.7%に引き下げられ、その後、市場環境の好転を背景に 15 事業年度 366 百万円、16 事業年度 120 百万円の当期利益金を確保し、平成 16 年度末では累積欠損金が 1,650 百万円に縮小した。

(2) 計画の性格

累積欠損金をできる限り早期に解消し財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要課題である。かかる考え方のもとに現行の中期目標・計画（平成 15 年 10 月～20 年 3 月）も策定されているが、平成 16 年 12 月 10 日、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会より累積欠損金の解消に向け明確な目標の下で削減に努めることが重要との意見が提出された。また、平成 17 年 3 月 17 日、厚生労働省労働基準局長から機構に対して「中小企業退職金共済制度の運営改善について」の通知が出された。このため、本計画を策定し、累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を明らかにするとともに、具体的な対策の基本となる考え方を示すこととするものである。

なお、本計画については、経済情勢の変化や目標達成の進捗状況等を踏まえ中期計画策定時等において必要な見直しを行う。

(3) 計画の前提

① 予定運用利回り

年 0.7%

② 責任準備金推計値

別表のとおり。

なお、責任準備金推計に当たって必要となる掛金収入、退職給付金等は、近年の加入者数の動向等を勘案し、直近 3 か年のデータにより推計した。

③ 計画の始期

平成 17 年度を初年度とする。

2 計画の課題

(1) 累積欠損金の解消年限

解消年限の分析結果によれば、平成 30 年度末で概ね 50%の確率で解消できることとなっているが、達成可能な目標として設定するにはより確実性を担保する必要がある、このため一定期間解消年限を延長することが適当である。

また、単年度の収支はその時点の運用環境の動向に左右されることから、解消目標額は単年度ごとではなく、一定の期間内に設定すべきであること、機構はその運営に当たり中期目標の下に策定された中期計画の履行状況を評価されることに鑑み、累積欠損金の計画的解消の目標年限は中期計画期間を念頭に定めることが望ましい。

以上のことから、現行中期計画を踏まえ次期以降の中期計画期間を 5 年と想定して、累積欠損金の解消年限は平成 17 年度を始期として、第 4 期中期計画終了時の 34 年度末までの 18 年間とする。

(2) 中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額

平成 16 年度末の累積欠損金 1,650 百万円を 18 年間で解消する場合、各期間均等に解消していくこととすれば年間約 92 百万円となる。

したがって、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額は 92 百万円とし、中期計画 1 期間（5 年間）当たりの解消目標額は 460 百万円とする。

(3) 達成すべき運用利回り（目安）

達成すべき運用利回り（目安）は、予定運用利回り 0.7%に加えて、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額に相当する収益が必要となることから、1.33%とする。

3 累積欠損金の解消を図るための措置

(1) 収益改善に係る方策

① 健全な資産運用

資産運用の基本方針に定めた基本原則・運用目的に基づき、予定運用利回りを前提に中期的に林退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目指し、最適な資産配分である基本ポートフォリオの選定及び維持管理に努め、安全にして効率的な資産運用を実施する。

また、資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。

② 積極的な加入促進

関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、費用対効果を考慮しつつ以下を中心に加入促進対策を効果的・機動的に実施する。

イ 広報資料等による周知広報活動

- ・ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット等の広報資料を配布するとともに、ホームページを活用して共済制度の周知広報を実施する。
- ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ共済制度に関する記事の掲載を依頼する。

ロ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

- ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度の周知広報を依頼する。

ハ 個別事業主に対する加入勧奨等

- ・ 機構が委嘱した普及推進員による相談業務等を通じて個別事業主に対する加入勧奨を行う。

- ・ 林業に係る関係事業主団体の協力を得て、未加入事業主名簿を整備し、加入勧奨を行う。

ニ 集中的な加入促進対策の実施

- ・ 厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開するとともに、共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する表彰を行う。
- ・ 林業関係団体との連携強化を図り、本制度の周知徹底により、加入促進と履行の確保の実施。特に、各団体ごとの未加入事業主リストを提示し、団体として加入促進に取り組むよう要請を行う。

ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施

- ・ 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。
- ・ 「緑の雇用」の実施にあたり、林退共制度への加入について事業者へ指導するよう関係機関に要請を行う。

(2) 経費節減の方策

可能な限り契約方式を一般競争入札に変更するとともに、退職金共済事業の各業務の見直しを行い、事務の効率化に伴って全体の経費節減を図ることによって給付経理から業務経理への繰入額を節減し、累積欠損金の解消に充てる。

別表

(単位：百万円)

年度	責任準備金
17	15,330
18	14,604
19	13,903
20	13,230
21	12,589
22	11,983
23	11,415
24	10,887
25	10,411
26	9,962
27	9,570
28	9,228
29	8,941
30	8,708

【一般の中小企業退職金共済事業】

委託運用（金銭信託・新団体生存保険）

資産区分	時間加重収益率		ベンチマーク		超過収益率 ①－②
	①	構成比	②	構成比	
国内債券	0.67%	36.4%	0.58%	40.9%	0.09%
アクティブ	0.76%				0.18%
パッシブ	0.55%				-0.03%
国内株式	18.64%	20.0%	18.56%	19.7%	0.08%
アクティブ	20.06%				1.50%
パッシブ	18.18%				-0.39%
外国債券	14.73%	21.3%	15.28%	19.7%	-0.55%
アクティブ	14.81%				-0.47%
パッシブ	14.42%				-0.87%
外国株式	34.28%	22.3%	32.43%	19.7%	1.85%
アクティブ	36.12%				3.69%
パッシブ	32.31%				-0.12%
合 計	13.91%	100.0%	—	100.0%	0.28%

(注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託についてはベンチマーク比較に適さないことから除いている。

2. 時間加重収益率は、費用控除前である。

3. 時間加重収益率の構成比は期末構成比であり、期中の変化を反映したものとは必ずしも一致しない。

4. ベンチマークの構成比は、基本ポートフォリオ策定時に前提とした委託運用（金銭信託・新団体生存保険）に係る各資産の割合（国内債券16.0% 国内株式7.7% 外国債券7.7% 外国株式7.7%）に基づき再計算した構成比である。

5. 委託運用（金銭信託・新団体生存保険）の資産毎のベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。

- ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
- ・ 国内株式 TOPIX（配当込み）
- ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）
- ・ 外国株式 MSCI（KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS）

6. 超過収益率の合計は、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した合計値である。

7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用（有価証券）

決算運用利回り	(参考値)
1.44%	1.33%

(注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。

2. 参考値はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率（総合：25年3月末～26年2月末の単純平均）である。

【建設業退職金共済事業（給付経理）】

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①－② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	0.69%	62.7%	0.58%	61.5%	0.11%
国内株式	20.67%	17.2%	18.56%	17.9%	2.11%
外国債券	15.43%	8.7%	15.28%	8.8%	0.15%
外国株式	32.79%	8.7%	32.43%	8.8%	0.36%
短期資産	-0.03%	2.8%	0.04%	3.0%	-0.07%
合 計	8.23%	100.0%	7.75%	100.0%	0.49%

- (注) 1.委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
- 2.時間加重収益率は、費用控除前である。
- 3.①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
- 4.②の構成比欄は、各受託機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。
- 5.ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
- 6.委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・ 国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 - ・ 外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
 - ・ 短期資産 コールレート(翌日もの、有担保、月中平均)
- 7.短期資産には、外貨建資産の為替差損益(約定日と受渡日の為替レートの差損益)等が含まれている。
- 8.単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有 価 証 券	1.41%	1.33%

- (注) 1.決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
- 2.参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合：25年3月末～26年2月末の単純平均)である。

【建設業退職金共済事業（特別給付経理）】

委託運用（金銭信託）

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①－② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	0.65%	67.9%	0.58%	65.5%	0.07%
国内株式	20.05%	14.7%	18.56%	15.7%	1.48%
外国債券	14.80%	7.3%	15.28%	7.9%	-0.48%
外国株式	33.49%	7.4%	32.43%	7.9%	1.06%
短期資産	0.02%	2.8%	0.04%	3.0%	-0.02%
合 計	7.18%	100.0%	6.93%	100.0%	0.24%

(注) 1. 委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。

2. 時間加重収益率は、費用控除前である。

3. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。

4. ②の構成比欄は、各受託運用機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。

5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。

6. 委託運用（金銭信託）の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。

- ・ 国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
- ・ 国内株式 TOPIX(配当込み)
- ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
- ・ 外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
- ・ 短期資産 コールレート(翌日もの、有担保、月中平均)

7. 短期資産には、外貨建資産の為替差損益(約定日と受渡日の為替レートの差額等)等が含まれている。

8. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用（有価証券）

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.40%	1.33%

(注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。

2. 参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合：25年3月末～26年2月末の単純平均)である。

【清酒製造業退職金共済事業（給付経理）】

委託運用（金銭信託）

資産区分	① 時間加重収益率		②ベンチマーク		①－② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	0.42%	59.2%	0.58%	60.1%	-0.16%
国内株式	22.38%	40.7%	18.56%	39.9%	3.82%
外国債券	13.22%	0.0%	13.93%	—	-0.71%
外国株式	30.79%	0.0%	30.83%	—	-0.03%
合 計	5.75%	100.0%	5.23%	100.0%	0.52%

- (注) 1. 外国債券及び外国株式の時間加重収益率とベンチマークは2月までの収益率である。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
4. ②の構成比欄は、受託運用機関に提示した構成比である。
5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用（金銭信託）の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国 内 債 券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・ 国 内 株 式 TOPIX(配当込み)
 - ・ 外 国 債 券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 - ・ 外 国 株 式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

〈参考〉 自家運用（有価証券）

資 産 区 分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.30%	1.33%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考値は、NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:25年3月末～26年2月末の単純平均)である。

【清酒製造業退職金共済事業（特別給付経理）】

〈参考〉 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	0.81%	1.33%

(注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。

2. 参考値は、NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:25 年 3 月末～26 年 2 月末の単純平均)である。

【林業退職金共済事業】

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①－② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	0.65%	86.8%	0.58%	86.8%	0.07%
国内株式	19.96%	7.8%	18.56%	7.8%	1.40%
外国債券	14.67%	5.4%	15.28%	5.4%	－0.61%
合 計	2.85%	100.0%	2.78%	100.0%	0.07%

- (注) 1. 時間加重収益率は、費用控除前である。
2. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものは必ずしも一致しない。
3. ②の構成比欄は、受託運用機関へ提示した構成比である。
4. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
5. 委託運用(金銭信託)の資産区分ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・ 国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
6. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券等	1.34%	1.33%

- (注) 1. 決算運用利回りは、自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考指標はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合：25年3月末～26年2月末の単純平均)である。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
平成25事業年度に係る資産運用結果に対する
運用目標等の部分に関する評価報告書

平成26年7月18日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会委員名簿

小 粥 泰 樹 株式会社野村総合研究所
金融 IT イノベーション事業本部長

(委員長) 奥 村 明 雄 一般財団法人 日本環境衛生センター
会長

村 山 周 平 公認会計士 村山周平 事務所
公認会計士

吉 國 眞 一 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング
理事長

(委員長代理) 米 澤 康 博 早稲田大学
大学院ファイナンス研究科教授

(敬称略、五十音順)

はじめに

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、中小企業退職金共済法（以下「中退法」という。）に基づき、中小企業の従業員に係る退職金共済制度の運営を行っており、この中で、事業主から収納した掛金等の資産運用を行っている。機構は、資産運用に当たっては、中退法に基づき、資産運用の目的、目標、基本ポートフォリオなどを定めた資産運用の基本方針を策定することとされている。

当委員会が機構の資産運用結果の評価を行うに当たっては、資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心として評価することとし、平成 25 年度の資産運用結果を評価するため、関連の数値が確定する時期を待って平成 26 年 6 月 26 日に委員会を開催し、機構から運用結果の報告を受けた。平成 25 年度の資産運用結果の全般にわたる個別具体的な評価については、できる限り早期に評価することとしているが、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価に資するため、今般、平成 25 年度の特に運用目標等の部分に関する評価を行った。

※数値の端数処理について

- ・ 当期総利益、利益剰余金の端数は、切り捨て
- ・ 当期総損失・累積欠損金の端数は、切り上げ
- ・ 上記以外の数値については四捨五入

1. 運用目標の達成状況について

- 各共済事業ともに資産運用に当たっては、中退法及び関係省令・告示に則った運用方法によって実施している。

運用に際しては他の関係法令を遵守するとともに、事業の安定的な運営又は健全性の向上に必要な運用収益の確保を達成するため、運用の基本方針に定めた最適な資産の組み合わせである基本ポートフォリオに沿った資産配分を行っている。

- 清酒製造業退職金共済事業（以下「清退共事業」という。）給付経理においては、平成 26 年 2 月に、資産の効率的運用を図る観点から基本ポートフォリオの変更を行い、4 資産（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式）を 2 資産（国内債券、国内株式）に減することとした（3 月実施）。

- 基本ポートフォリオに定める資産配分割合の乖離許容幅に資産配分実績が収まるよう、月次データ管理を行い、これを維持するよう適切に対応している。

- 各共済事業における収益の状況等は以下〈1〉～〈4〉の通りである。

委託運用は、一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共事業」という。）、建設業退職金共済事業（以下「建退共事業」という。）給付経理、同事業特別給付経理、清退共事業給付経理及び林業退職金共済事業（以下「林退共事業」という。）において行っている。

平成 25 年度は、各経理とも、全体としてベンチマーク（複合市場平均収益率を含む。以下同じ。）を上回るパフォーマンスを実現できた。特に、平成 24 年度にベンチマークを下回っていた建退共事業特別給付経理及び清退共事業給付経理については、国内株式の運用状況の改善により、ベンチマークを上回るパフォーマンスとなった。

自家運用については、長期・安定的な債券投資を行う観点からバイ・アンド・ホールドを原則として確実な資産運用を実施している。いくつかの経理においては、退職給付金が掛金収入を大きく上回る状況の中で、退職金支払い資金の確保のため、償還期間が比較的短く利回りの低い債券により運用を行っており、各事業の実情を勘案すれば、適切な運用が行われていると評価できる。

- 平成 25 年度は、中退共事業においては、前年度を上回る大きな運用収益をあげたことにより、平成 26 年度において、平成 18 年度以来 8 年ぶりとなる付加退職金支給率が定められることにつながった。

また、累積欠損金のある林退共事業においては、当期総利益を計上し、年度ごとの目標を上回る累積欠損金の削減が実現した。このほか、他の事業においても当期総利益を計上し、利益剰余金は増加した。

林退共事業においては、中期的に事業の健全性の向上に必要な運用収益の確保、

また、中退共事業、建退共事業及び清退共事業においては、中期的に事業の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保に引き続き努力する必要があると考えられる。

〈1〉一般の中小企業退職金共済事業

平成 26 年 3 月末運用資産残高は 4 兆 2,848 億 45 百万円、その運用資産に対する運用収入は 2,628 億 53 百万円（うち金銭信託評価益 2,286 億 2 百万円）、運用費用は 4 億 29 百万円、運用収益は前年度を上回る 2,624 億円となり、決算運用利回りは 6.55% である（別表Ⅰ－1）。

このうち、委託運用（金銭信託・新団体生存保険）に係るパフォーマンスをみると、資産別では、国内債券は 0.09%、国内株式は 0.08%、外国株式は 1.85%ベンチマークを上回ったが、外国債券は 0.55%ベンチマークを下回った。全体としては、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した超過収益率の合計がプラス 0.28%となった（別表Ⅰ－2）。

自家運用（有価証券）に係る決算運用利回りは 1.44%であった（別表Ⅰ－2（参考））。

なお、平成 25 年度の当期総利益は 1,606 億 45 百万円となり、利益剰余金 2,145 億円を計上した。

これらを踏まえると、中退共事業の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保と金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。

〈2-1〉建設業退職金共済事業給付経理

平成 26 年 3 月末運用資産残高は 8,852 億 9 百万円、その運用資産に対する運用収入は 287 億 15 百万円（うち金銭信託評価益 206 億 38 百万円）、運用費用は 62 百万円、決算運用利回りは 3.31%である（別表Ⅱ－1）。

このうち、委託運用（金銭信託）に係るパフォーマンスをみると、資産別では、国内債券は 0.11%、国内株式は 2.11%、外国債券は 0.15%、外国株式は 0.36%ベンチマークを上回った。特に、国内株式は平成 24 年度の 0.81%と比べて大きく上回るものとなり、平成 24 年度ベンチマークを下回っていた外国株式においてもベンチマークを上回るパフォーマンスとなった。一方、短期資産は 0.07%ベンチマークを下回った。

全体としては、時間加重収益率が 8.23%となりベンチマークを 0.49%上回るパフォーマンスとなった。（別表Ⅱ－2）。

自家運用（有価証券）に係る決算運用利回りは 1.41%であった（別表Ⅱ－2（参考））。

平成 25 年度の当期総利益は 185 億 65 百万円となり、利益剰余金は 868 億 26 百万円を計上した。

これらを踏まえると、建退共事業の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保と金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。

〈2-2〉建設業退職金共済事業特別給付経理

平成 26 年 3 月末運用資産残高は 331 億 90 百万円、その運用資産に対する運用収入は 11 億 52 百万円（うち金銭信託評価益 8 億 91 百万円）、運用費用は 6 百万円、決算運用利回りは 3.49%である（別表Ⅱ－3）。

このうち、委託運用（金銭信託）に係るパフォーマンスをみると、資産別では、国内債券は 0.07%、国内株式は 1.48%、外国株式は 1.06%ベンチマークを上回ったが、外国債券は 0.48%、短期資産は 0.02%ベンチマークを下回った。特に、平成 24 年度ベンチマークを 1.59%下回っていた国内株式については、企業の成長度に重点を置いた銘柄選択が奏功し、1.48%上回る結果となった。

全体としては、時間加重収益率が 7.18%となり、ベンチマークを 0.24%上回るパフォーマンスとなった。（別表Ⅱ－4）。

自家運用（有価証券）に係る決算運用利回りは 1.40%であった（別表Ⅱ－4（参考））。

平成 25 年度の当期総利益は 5 億 21 百万円となり、利益剰余金は 143 億 62 百万円を計上した。

これらを踏まえると、建退共事業の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保と、金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。

〈3-1〉清酒製造業退職金共済事業給付経理

平成 26 年 3 月末運用資産残高は 46 億 66 百万円、その運用資産に対する運用収入は 1 億 28 百万円（うち金銭信託評価益 93 百万円）、決算運用利回りは 2.80%である（別表Ⅲ－1）。

このうち、委託運用（金銭信託）に係るパフォーマンスをみると、資産別では、国内株式は 3.82%ベンチマークを上回ったが、国内債券は 0.16%、外国債券は 0.71%、外国株式は 0.03%ベンチマークを下回った。

特に、平成 24 年度ベンチマークを 2.45%下回っていた国内株式においては、企業の成長度に着目した銘柄選択が奏功し、3.82%ベンチマークを上回る結果となった。。

全体としては、時間加重収益率が 5.75%となり、ベンチマークを 0.52%上回るパフォーマンスとなった（別表Ⅲ－2）。

なお、平成 25 年度においては、資産規模が小さく 4 資産の維持が困難であり、外貨建資産のカストディフィーが割高であるため、平成 26 年 2 月 28 日に基本ポートフォリオを変更し、4 資産（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式）を 2 資産（国内債券、国内株式）に減し、国内株式の資産配分割合を増した（3 月実施）。変更にあたっては管理コストや為替リスクを抑え、期待収益率は現状の基本ポートフォリオと同様の 1.26%、リスクは 1.09%で現状の基本ポートフォリオの 1.38%から低減した基本ポートフォリオを選択した。

自家運用（有価証券）に係る決算運用利回りは 1.30%であった（別表Ⅲ－2（参考））。

平成 25 年度の当期総利益 32 百万円となり、利益剰余金は 24 億 48 百万円を計上した。

これらを踏まえると、清退共事業の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保と、金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。

〈3-2〉清酒製造業退職金共済事業特別給付経理

平成 26 年 3 月末運用資産残高は 3 億 15 百万円、その運用資産に対する運用収入は 2 百万円、決算運用利回りは 0.72%である（別表Ⅲ－3）。

資産規模の小さい清退共事業特別給付経理においては、市場運用している金銭信託を行っていない。

平成 25 年度の当期総利益は 0.1 百万円となり、利益剰余金は 1 億 77 百万円を計上した。

〈4〉林業退職金共済事業

平成 26 年 3 月末運用資産残高は 135 億 99 百万円、その運用資産に対する運用収入は 2 億 27 百万円（うち金銭信託評価益 1 億 19 百万円）、決算運用利回りは 1.69%である（別表Ⅳ－1）。

このうち、委託運用（金銭信託）に係るパフォーマンスをみると、資産別では、国内債券は 0.07%、国内株式は 1.40%ベンチマークを上回ったが、外国債券は 0.61%ベンチマークを下回った。特に国内株式は平成 24 年度の 0.20%よりも更に上回るものとなった。

全体としては、時間加重収益率が 2.85%となりベンチマークを 0.07%上回るパフォーマンスとなった（別表Ⅳ－2）。

自家運用（有価証券）に係る決算運用利回りは 1.34%であった（別表Ⅳ－2（参考））。

平成 25 年度の当期総利益は、93 百万円となった。これにより、平成 17 年 10 月に機構が策定した「累積欠損金解消計画」において、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額（以下「解消目安額」という。）として定められている 92 百万円を上回る累積欠損金の削減につながった。（なお、平成 25 年度末の累積欠損金は 10 億 3 百万円）

これらを踏まえると、林退共事業の健全性の向上に必要な運用収益の確保と金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。

2. 基本方針の遵守状況について

平成 25 年度の運用結果報告を踏まえると、

- 資産配分割合の乖離許容幅に資産配分実績が収まるような基本ポートフォリオ管理の実施。

中退共事業においては、以下のリバランスの実施。

- ・ 平成 25 年 10 月末における国内債券の資産配分割合が乖離許容幅（±5.0%）の下限を超過したことから、機構が定める資産間リバランス月次運営基準に則り、翌 11 月に乖離許容幅の下限の 1/2（-2.5%）までに引き上げるリバランス。

- ・ 平成 26 年 3 月末においては、国内債券、外国債券、外国株式の構成割合が資産間リバランス年度運営基準に抵触(それぞれ乖離許容幅の上下限の 1/2 を超過。)したため、翌 4 月に、マイナスへの乖離が最も大きかった国内債券の構成割合を乖離許容幅の下限の 1/2 (-2.5%) までに引き上げるリバランス。

○ 自家運用に関する同一発行体への投資額及び取得格付けについての制限の実施

等、定量的な指標が定められた基本方針の事項については、定期的に資産運用委員会を開催して審議を行うこと等により適切な管理がなされていると認められる。

また、資産運用を委託している民間金融機関の選定、運用管理等その他の事項についても適切に行われていることが認められる。

これらを踏まえると、各事業とも、全般として基本方針に沿った運用に努めていると評価できる。

<一般の中小企業退職金共済事業>

別表 I - 1 平成 25 年度決算の概要

区 分	平成 25 年度	参考 (平成 24 年度)
期末運用資産残高	4, 284, 845 百万円	4, 022, 014 百万円
(期末資産残高)	(4, 291, 879 百万円)	(4, 029, 306 百万円)
運用収入 (うち金銭信託評価益)	262, 853 百万円 (228, 602 百万円)	259, 570 百万円 (226, 278 百万円)
運用等費用	429 百万円	522 百万円
決算運用利回り	6. 55%	6. 89%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 運用等費用は、損益計算書の運用費用、不動産管理費及び減価償却費の合計額である。
3. 決算運用利回りは、運用収入から運用等費用を減じたものを運用資産の平均残高で除したものである。

別表 I - 2 パフォーマンス状況
委託運用 (金銭信託・新団体生存保険)

資産区分	時間加重収益率		ベンチマーク		超過収益率 ①－②
	①	構成比	②	構成比	
国 内 債 券	0. 67%	36. 4%	0. 58%	40. 9%	0. 09%
アクティブ	0. 76%				0. 18%
パッシブ	0. 55%				-0. 03%
国 内 株 式	18. 64%	20. 0%	18. 56%	19. 7%	0. 08%
アクティブ	20. 06%				1. 50%
パッシブ	18. 18%				-0. 39%
外 国 債 券	14. 73%	21. 3%	15. 28%	19. 7%	-0. 55%
アクティブ	14. 81%				-0. 47%
パッシブ	14. 42%				-0. 87%
外 国 株 式	34. 28%	22. 3%	32. 43%	19. 7%	1. 85%
アクティブ	36. 12%				3. 69%
パッシブ	32. 31%				-0. 12%
合 計	13. 91%	100. 0%	—	100. 0%	0. 28%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託についてはベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. 時間加重収益率の構成比は期末構成比であり、期中の変化を反映したものとは必ずしも一致しない。

も一致しない。

4. ベンチマークの構成比は、基本ポートフォリオ策定時に前提とした委託運用（金銭信託・新団体生存保険）に係る各資産の割合（国内債券 16.0% 国内株式 7.7% 外国債券 7.7% 外国株式 7.7%）に基づき再計算した構成比である。
5. 委託運用（金銭信託・新団体生存保険）の資産毎のベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
 - ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
 - ・ 国内株式 TOPIX（配当込み）
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）
 - ・ 外国株式 MSCI（KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS）
6. 超過収益率の合計は、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した合計値である。
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

（参考） 自家運用（有価証券）

決算運用利回り	（参考値）
1.44%	1.33%

- （注） 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
 2. 参考値はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率（総合：25年3月末～26年2月末の単純平均）である。

<建設業退職金共済事業>

1. 給付経理

別表Ⅱ-1 平成25年度決算の概要

区 分	平成25年度	参考（平成24年度）
期末運用資産残高	885,209 百万円	853,697 百万円
（期末資産残高）	（890,079 百万円）	（858,008 百万円）
運 用 収 入	28,715 百万円	34,398 百万円
（うち金銭信託評価益）	（20,638 百万円）	（26,303 百万円）
運 用 費 用	62 百万円	65 百万円
決算運用利回り	3.31%	4.15%

- （注） 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
 2. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

別表Ⅱ-2 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益		② ベンチマーク		①-② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	0.69%	62.7%	0.58%	61.5%	0.11%
国内株式	20.67%	17.2%	18.56%	17.9%	2.11%
外国債券	15.43%	8.7%	15.28%	8.8%	0.15%
外国株式	32.79%	8.7%	32.43%	8.8%	0.36%
短期資産	-0.03%	2.8%	0.04%	3.0%	-0.07%
合 計	8.23%	100.0%	7.75%	100.0%	0.49%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
4. ②の構成比欄は、各受託機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。
5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・ 国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 - ・ 外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
 - ・ 短期資産 コールレート(翌日もの、有担保、月中平均)
7. 短期資産には、外貨建資産の為替差損益(約定日と受渡日の為替レートの差損益)等が含まれている。
8. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有 価 証 券	1.41%	1.33%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考値はNOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合：25年3月末～26年2月末の単純平均)である。

2. 特別給付経理

別表Ⅱ - 3 平成 25 年度決算の概要

区 分	平成 25 年度	参考 (平成 24 年度)
期末運用資産残高	33,190 百万円	33,064 万円
(期 末 資 産 残 高)	(33,329 百万円)	(33,192 万円)
運 用 収 入 (うち金銭信託評価益)	1,152 百万円 (891 百万円)	1,449 百万円 (1,180 百万円)
運 用 費 用	6 百万円	6 百万円
決 算 運 用 利 回 り	3.49%	4.48%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

別表Ⅱ - 4 パフォーマンス状況

委託運用 (金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①-② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	0.65%	67.9%	0.58%	65.5%	0.07%
国内株式	20.05%	14.7%	18.56%	15.7%	1.48%
外国債券	14.80%	7.3%	15.28%	7.9%	-0.48%
外国株式	33.49%	7.4%	32.43%	7.9%	1.06%
短期資産	0.02%	2.8%	0.04%	3.0%	-0.02%
合 計	7.18%	100.0%	6.93%	100.0%	0.24%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
4. ②の構成比欄は、各受託運用機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。
5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用 (金銭信託) の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス (総合)
 - ・ 国内株式 TOPIX (配当込み)
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス (日本を除く、円換算)
 - ・ 外国株式 MSCI (KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
 - ・ 短期資産 コールレート (翌日もの、有担保、月中平均)
7. 短期資産には、外貨建資産の為替差損益 (約定日と受渡日の為替レートの差損益) 等が含まれている。
8. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用 (有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.40%	1.33%

(注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。

2. 参考値はNOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率 (総合: 25 年 3 月末～26 年 2 月末の単純平均) である。

< 清酒製造業退職金共済事業 >

1. 給付経理

別表Ⅲ - 1 平成 25 年度決算の概要

区 分	平成 25 年度	参考 (平成 24 年度)
期末運用資産残高	4,666 百万円	4,789 百万円
(期末資産残高)	(4,691 百万円)	(4,810 百万円)
運 用 収 入 (うち金銭信託評価益)	128 百万円 (93 百万円)	166 百万円 (128 百万円)
運 用 費 用	—	1 百万円
決算運用利回り	2.80%	3.55%

(注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表上の未収収益等を控除した資産の総額である。

2. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

別表Ⅲ - 2 パフォーマンス状況

委託運用 (金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		②ベンチマーク		① - ② 超過収益率
	益率	構成比		構成比	
国内債券	0.42%	59.2%	0.58%	60.1%	-0.16%
国内株式	22.38%	40.7%	18.56%	39.9%	3.82%
外国債券	13.22%	0.0%	13.93%	—	-0.71%
外国株式	30.79%	0.0%	30.83%	—	-0.03%
合 計	5.75%	100.0%	5.23%	100.0%	0.52%

(注) 1. 外国債券及び外国株式の時間加重収益率とベンチマークは 2 月までの収益率である。

2. 時間加重収益率は、費用控除前である。

3. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。

4. ②の構成比欄は、受託運用機関に提示した構成比である。

5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国 内 債 券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス (総合)
 - ・ 国 内 株 式 TOPIX (配当込み)
 - ・ 外 国 債 券 シティグループ世界国債インデックス (日本を除く、円換算)
 - ・ 外 国 株 式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用 (有価証券)

資 産 区 分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.30%	1.33%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率 (総合: 25 年 3 月末～26 年 2 月末の単純平均) である。

2. 特別給付経理

別表Ⅲ - 3 平成 25 年度決算の概要

区 分	平成 25 年度	参考(平成)24 年度
期末運用資産残高	315 百万円	316 百万円
(期末資産残高)	(315 百万円)	(316 百万円)
運 用 収 入	2 百万円	3 百万円
運 用 費 用	—	—
決算運用利回り	0.72%	0.92%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表上の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

別表Ⅲ - 4 パフォーマンス状況

(参考) 自家運用 (有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	0.81%	1.33%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率 (総合: 25 年 3 月末～26 年 2 月末の単純平均) である。

< 林業退職金共済事業 >

別表Ⅳ - 1 平成 25 年度決算の概要

区 分	平成 25 年度	参考 (平成 24 年度)
期末運用資産残高 (期末資産残高)	13,599 百万円 (13,707 百万円)	13,607 百万円 (13,731 百万円)
運 用 収 入 (うち金銭信託評価益)	227 百万円 (119 百万円)	389 百万円 (275 百万円)
運 用 費 用	—	2 百万円
決算運用利回り	1.69%	2.90%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを運用資産の平均残高で除したものである。

別表Ⅳ - 2 パフォーマンス状況

委託運用 (金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①-② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	0.65%	86.8%	0.58%	86.8%	0.07%
国内株式	19.96%	7.8%	18.56%	7.8%	1.40%
外国債券	14.67%	5.4%	15.28%	5.4%	-0.61%
合 計	2.85%	100.0%	2.78%	100.0%	0.07%

- (注) 1. 時間加重収益率は、費用控除前である。
2. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものは必ずしも一致しない。
3. ②の構成比欄は、受託運用機関へ提示した構成比である。
4. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
5. 委託運用 (金銭信託) の資産区分ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国 内 債 券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス (総合)
 - ・ 国 内 株 式 TOPIX (配当込み)
 - ・ 外 国 債 券 シティグループ世界国債インデックス (日本を除く、円換算)
6. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用 (有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券等	1.34%	1.33%

(注)1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。

2. 参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率（総合：25 年 3 月末～26 年 2 月末の単純平均）である。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
一般の中小企業退職金共済事業における平成24事業
年度に係る資産運用結果に対する評価報告書

平成25年10月29日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会委員名簿

小 粥 泰 樹 株式会社野村総合研究所
金融 IT イノベーション事業本部長

(委員長) 奥 村 明 雄 一般財団法人 日本環境衛生センター
理事長

村 山 周 平 公認会計士 村山周平 事務所
公認会計士

吉 國 眞 一 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング
理事長

(委員長代理) 米 澤 康 博 早稲田大学
大学院ファイナンス研究科教授

(敬称略、五十音順)

目 次

はじめに -----	1
○ 一般の中小企業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価	
第1 全般の評価 -----	2
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標 -----	2
2. 基本ポートフォリオ -----	6
3. 情報公開 -----	6
4. 自家運用の遂行 -----	7
5. 委託運用 -----	8
6. 運用管理体制 -----	13
7. その他 -----	13

(注) 本文中、枠囲みの文章は「資産運用の基本方針」の抜粋である。

※ 数値の端数処理について

- ・ 当期総利益、利益剰余金の端数は、切り捨て
- ・ 当期総損失、繰越欠損金の端数は、切り上げ
- ・ 上記以外の数値については四捨五入

はじめに

独立行政法人は、組織、業務等について独立行政法人評価委員会において評価されることとなっている。

これを受け、当委員会は毎年度の資産運用結果について評価を行っており、平成 24 年度の資産運用結果に対する評価については資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心として評価することとし、資産運用関連の数値が確定する時期を待って平成 25 年 6 月 25 日に委員会を開催し、機構から運用結果の報告を受け、平成 25 年 7 月 4 日の委員会において、「平成 24 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書（平成 25 年 7 月 5 日）」を取りまとめた。この評価結果は、8 月に開催された厚生労働省独立行政法人評価委員会に報告された。

平成 24 年度全般にわたる個別具体的な評価については、平成 25 年 9 月 20 日に委員会を開催し、更に審議を行い本報告書に取りまとめた。

本報告書の内容が十分活用され、機構の資産運用がより一層適切に行われるよう期待したい。

○一般の中小企業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価

第1 全般の評価

一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共」という。）の平成24年度の資産運用に関しては、中期的に制度の健全性の向上に必要な収益を確保するという運用の目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で、適切に行われている。また、委託運用において資産合計の超過収益率がプラスになるとともに、繰越欠損金を解消するなど、市場の状況を踏まえて適切な運用が行われていると評価できる。

第2の資産運用の基本方針の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取り組みが行われており、運用の基本方針に沿って適切に行われたと評価できる。

第2 個別項目の評価

1. 運用の目標

〔資産運用の基本方針の規定〕（Ⅰ－1～3）

中退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとし、中退共制度を安定的に運営していく上で必要とする収益を長期的に確保することを目的とする。

上記に基づき、中退法第10条等に定める退職金の額を前提として、中期的に中退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目標とする。

表1 平成24年度決算の概要

区 分	概 要	参考（平成23年度）
期末運用資産残高	4,022,014 百万円	3,777,420 百万円
（期末資産残高）	（ 4,029,306 百万円）	（ 3,784,341 百万円）
運用収入 （うち金銭信託評価益）	259,570 百万円 (226,278 百万円)	66,242 百万円 (33,796 百万円)
運用等費用	522 百万円	598 百万円
決算運用利回り	6.89%	1.80%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 運用等費用は、損益計算書の運用費用、不動産管理費及び減価償却費の合計額である。
3. 決算運用利回りは、運用収入から運用等費用を減じたものを運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位：億円、%)

運用の方法等		平成24年度末			
		資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用利回り
自家運用		21,128	52.53	—	1.43
有価証券	国債	13,037	32.41	13,494	1.34
	地方債	—	—	—	1.95
	政府保証債	4,024	10.01	4,229	1.20
	金融債	1,745	4.34	1,780	1.01
	社債	287	0.71	312	4.91
	円貨建外国債	1,000	2.49	1,210	4.17
	小計	20,093	49.96	21,024	1.48
預金	短期運用	950	2.36	※	0.09
	普通預金	85	0.21	※	0.00
	小計	1,035	2.57	※	0.05
投資不動産		—	—	—	-3.47
委託運用		19,092	47.47	—	13.56
金銭信託	指定・特定金銭信託	15,175	37.73	15,175	16.28
	新団体生存保険	1,838	4.57	1,838	8.35
	小計	17,013	42.30	17,013	15.37
生命保険資産		2,080	5.17	※	1.47
(有価証券信託)		(12,090)	(60.17)	—	0.00
合計		40,220	100.00	—	6.89

- (注) 1. 時価(参考)において、時価の把握ができないものについては※とした。
2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。
3. 短期運用は譲渡性預金である。
4. 有価証券信託は自家運用により取得した有価証券の信託による運用であり、内数である。また、構成比は有価証券小計に対する構成比である。
5. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

委託運用（金銭信託・新団体生存保険）

資産区分	時間加重収益率		ベンチマーク		超過収益率 ①－②
	①	構成比	②	構成比	
国内債券	3.87%	38.2%	3.72%	40.9%	0.14%
アクティブ	3.84%				0.12%
パッシブ	3.91%				0.19%
国内株式	24.98%	20.7%	23.82%	19.7%	1.16%
アクティブ	25.52%				1.70%
パッシブ	24.18%				0.36%
外国債券	17.98%	19.9%	17.73%	19.7%	0.25%
アクティブ	18.19%				0.46%
パッシブ	17.19%				-0.54%
外国株式	29.61%	21.1%	28.99%	19.7%	0.62%
アクティブ	30.80%				1.81%
パッシブ	28.22%				-0.77%
合 計	15.45%	100.0%	—	100.0%	0.44%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託についてはベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. 時間加重収益率の構成比は期末構成比であり、期中の変化を反映したものとは必ずしも一致しない。
4. ベンチマークの構成比は、基本ポートフォリオ策定時に前提とした委託運用（金銭信託・新団体生存保険）に係る各資産の割合（国内債券 16.0% 国内株式 7.7% 外国債券 7.7% 外国株式 7.7%）に基づき再計算した構成比である。
5. 委託運用（金銭信託・新団体生存保険）の資産毎のベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
・ 国内株式 TOPIX（配当込み）
・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）
・ 外国株式 MSCI（KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS）
6. 超過収益率の合計は、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した合計値である（後記7.参照）。
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用（有価証券）

決算運用利回り	(参考値)
1.48%	1.41%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金、投資不動産を除いた数値である。
2. 参考値はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率（総合：24年3月末～25年2月末の単純平均）である。

表4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成24年度末の実績	
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅 b - a
国内債券	76.9%	±5.0%	73.9%	-3.0%
国内株式	7.7%	±3.0%	8.8%	1.1%
外国債券	7.7%	±2.0%	8.4%	0.7%
外国株式	7.7%	±3.0%	8.9%	1.2%
合 計	100.0%	—	100.0%	—

資産運用に当たっては、中退法及び関係省令・告示並びに基本方針に則った運用方法によって実施し、中退共制度の安定的な運営及び健全性の向上に必要な運用収益を確保するため、運用の基本方針に定めた、最適な資産の組み合わせである基本ポートフォリオに沿った資産配分を行っている。

平成24年度においては、委託運用において、欧州債務危機の懸念後退を受けた外国株式市況の上昇、更にデフレ脱却を目指す安倍新政権の経済政策への期待感の高まりを受けた円安及び国内株式市況の回復により、大きな収益を計上した。また、自家運用においても安定した収益を確保した。

平成24年度決算については、期末運用資産残高は4兆220億円(対前年度2,446億円増)、運用収入は2,596億円、運用等費用は5億円となった。純収益は2,590億円となり、決算運用利回りは6.89%であった。

また、当期総利益は2,279億円となり、繰越欠損金1,741億円を解消し、利益剰余金538億円を計上した。

委託運用(金銭信託・新団体生存保険)に係るパフォーマンス状況については、資産別では全資産においてベンチマークを上回り、各資産の超過収益率はプラスとなった。また、資産合計では、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した超過収益率の合計がプラス0.44%となった。なお、自家運用(有価証券)の決算運用利回りは1.48%であった。

資産配分の状況については、いずれの資産も基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっている。

以上の状況からみれば、中退共事業に関する資産運用は、基本方針に定める基本原則、運用の目的に基づき、運用の目標の達成に向けて、市場の状況を踏まえて適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行なわれることが期待される。

2. 基本ポートフォリオ

〔資産運用の基本方針の規定〕（I-4（2））

将来にわたる最適な資産配分である基本ポートフォリオを、中長期的観点から策定し、これに基づく資産配分を維持するよう努める。

基本ポートフォリオを、毎年度検証する。また、策定時の諸条件が変化した場合は、必要に応じて基本ポートフォリオの見直しを行う。

基本ポートフォリオ（平成23年4月1日改定）

期待収益率 2.60% 標準偏差 3.02%

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
資産配分	76.9%	7.7%	7.7%	7.7%	100.0%
乖離許容幅	± 5.0%	± 3.0%	± 2.0%	± 3.0%	—

（注）国内債券には生命保険資産（一般勘定）、預け金、不動産を含む。

資産配分については、月次データで管理を行いつつ、期を通して基本ポートフォリオに定める資産配分に対する乖離許容幅の範囲内を維持している。

なお、乖離状況によってはベンチマークの騰落率等に基づき、予想される資産配分比率をシミュレーションして管理を行うこととしている。

平成25年3月末において、国内債券の構成割合が資産間リバランス運営基準の年度運営基準（トリガーポイントを乖離許容幅の上下限の1/2に設定）に抵触したことで、乖離許容幅の下限の1/2までに国内債券の構成割合を引き上げるため、翌4月に国内株式、外国株式から国内債券（自家運用）へ資金移管を行った。

また、基本ポートフォリオ検証については、平成23年4月に改定した基本ポートフォリオについて経済予測、市場状況等に基づき検証を行った結果、効率的フロンティアから大きな乖離がないことを確認している。また、基本ポートフォリオの、期待収益率は2.60%が2.23%、標準偏差は3.02%が3.15%となった。

この検証結果を踏まえ、平成24年7月の資産運用委員会に諮り、基本ポートフォリオを継続している。

以上の状況からみれば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行なわれており、基本ポートフォリオの検証も適切に行なわれていると評価できる。今後とも引き続き適切に行なわれることが期待される。

3. 情報公開

〔資産運用の基本方針の規定〕（I-6）

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、財務諸表等を官報に公告し、一般の閲覧に供した。また、ホームページにおいて財務諸表等、資産運用の基本方針、資産運用の状況、運用結果等資産運用に関する情報に説明文を加え掲載した。さらに、平成 23 年度中退共事業の財務状況及び平成 23 年度に係る資産運用結果に対する評価報告書の議事要旨を掲載した。

以上の状況からみれば、資産運用に関する情報公開は、適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切で分かりやすい情報公開に努めることが期待される。

4. 自家運用の遂行

〔資産運用の基本方針の規定〕（Ⅱ－２）

中退共資産の運用原資が比較的長期・安定的な資金であることから、運用対象の確実性や長期・安定的な運用の観点を重視し、元本の償還や利払いが確実な金融商品に分散投資する。

- （１）バイ・アンド・ホールドを原則
- （２）ラダー型ポートフォリオの構築を目指す
- （３）キャッシュフロー対応

投資対象は円建ての金融商品とし、信用状況・クーポン・償還日等の発行条件等につき十分な調査、分析を行った上で銘柄選択し、かつ、発行体、残存期間等の適切な分散化を図る。

国債、政府保証債、地方債以外の債券を取得する場合には、信用のある格付機関のいずれかにより A 格以上の格付けを得ている銘柄とする。その場合、同一の発行体が発行した債券（金融債を除く）への投資は、原則として自家運用債券ポートフォリオの 10% を上限の目途とする。

上記の債券で、取得後にいずれの格付機関による格付けも A 格未満となった債券については、発行体の債務不履行リスクに十分留意した上で、必要であれば売却の手段を講じる。

自家運用については、運用対象の確実性や長期・安定的な運用の観点を重視し、バイ・アンド・ホールドの原則を踏まえ、ラダー型ポートフォリオの構築及びキャッシュフロー対応を考慮し、元本の償還や利払いが確実な国債、政府保証債、金融債の金融商品に分散投資している。

投資不動産については、当機構の事務所移転に伴い、機構の事務所の用に供することを目的に所有していた土地及び建物について、入札金額を優先とした一般競争入札を行い、入札者の資金調達計画、購入後利用計画の適格性等を確認のうえ落札者を決定し、売却した。これにより、投資不動産は所有していない（売却代金 7,805 百万円・固定資産売却益 4,304 百万円）。

取得後の債券管理については、同一の発行体が発行した債券が自家運用債券ポートフォリオの 10% を超えるものはなく、また、取得後に格付制限未満となった債券はなかった。

以上の状況からみれば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

5. 委託運用

(1) 信託及び新団体生存保険（特別勘定）

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-1 (1) (2)、2 (1))

(1) 受託機関の選定

① 資産運用受託機関

資産運用受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ) 組織及び体制、ロ) 人材、ハ) 運用方針及び運用スタイル・手法、ニ) リスク管理体制、ホ) 事務能力及び運用内容のディスクロージャー等を評価の上行う。

② 資産管理受託機関

資産管理受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ) 組織及び体制、ロ) 信用のある格付機関による格付け、ハ) システム対応状況及び事務能力等を評価の上行う。

(2) 受託機関の評価

① 資産運用受託機関

資産運用受託機関の評価は、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価で行う。

イ) 定量評価

各資産運用受託機関のファンド毎の時間加重収益率を、各資産別の市場インデックス（ベンチマーク）と比較することにより、評価する。

ロ) 定性評価

定性評価の項目は、(1) ①に掲げる項目とする。なお、運用スタイル・手法と実際の投資行動との整合性についても検証する。

② 資産管理受託機関

資産管理受託機関の評価の項目は、(1) ②に掲げる項目とする。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-1 (3)、2 (1))

① 評価に基づくシェア変更

運用の評価を行った結果に基づいて、中退共本部は各受託機関への資産配分シェアの変更、委託契約の解除又は運用ガイドラインの変更を行うものとする。この場合の評価対象期間は、原則として3年～5年であるが、それよりも短い期間であっても運用成績が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

② 政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合又は運用スタイル・手法の適正な分散を目的として受託機関の構成の変更を行う場合等においては、受託機関の評価の優劣にかかわらず、中退共本部の政策的判断を優先して資産配分シェアの変更、委託契約の解除又は運用ガイドラインの変更を行うことがある。

③ その他

法令、契約書、本基本方針若しくは運用ガイドライン等に反したと認められる場合又は中退共資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、中退共資産の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-1 (4) ⑥、2 (1))

⑥ 資産管理及び運用状況に係る報告

受託機関は、下記の事項につき報告を行うほか、受託者責任を踏まえ、中退共資産の管理及び運用に関する情報を中退共本部に対して提供する。

イ) 報告書

資産管理受託機関は、残高状況、損益状況（未収に係るものを含む。）、取引状況、費用状況等に係る中退共資産の管理に関する報告書を、また、資産運用受託機関は、これらに加えてパフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る中退共資産の運用に関する報告書を、中退共本部に対し少なくとも四半期毎に提出するものとする。

この他に中退共本部から要請があった場合には、資産管理受託機関及び資産運用受託機関は、その指示に基づいて報告を行うものとする。

ロ) ミーティング

中退共本部と受託機関は、原則として四半期毎に、中退共資産の運用に関しミーティングを行い、運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行うものとする。その他、中退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

ハ) その他の報告

受託機関は、法令、契約書、本基本方針又は運用ガイドライン等に反する行為があった場合には、直ちに中退共本部に対し報告を行い、指示に従うものとする。

34 ファンドの資産運用受託機関と3社の資産管理受託機関を採用しており、期中に新たな受託機関の選定は行っていない。

資産運用受託機関の評価については、ファンド毎の時間加重収益率をベンチマークと比較することにより行った定量評価に、組織・運用スタイル・リスク管理体制等を評価した定性評価を加えた総合評価により行っている。なお、定性評価については、コンプライアンスに関わる評価内容を項目化し、全体の項目を整理した。資産管理受託機関の評価については、組織及び体制、格付、システム対応状況及び事務能力等の評価を行った。

評価に基づくシェア変更については、定量評価に定性評価を加えた総合評価に基づき1ファンド（国内株式）を解約し、2ファンド（国内株式）に増額を行った。

政策的に行うシェア変更については、資産間リバランス運営基準における年度運営基準に定めるリバランスを行うため、3ファンド（国内株式2・外国株式1）を減額し、国内債券（自家運用）に増額を行った。また、適格年金から中退共への移行実績をベースとして8ファンド（国内債券6・国内株式2）に増額を行った。なお、運用スタイル・手法の適正な分散を目的とする変更、法令、契約書、基本方針等への抵触を理由とするシェア変更はなかった。

資産管理・運用状況に関しては、「残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等に係る資産の管理に関する報告書」及び「パフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る資産の運用に関する報告書」の提出を義務付け、月次での資産管理及び運用状況の把握を行っている。また、四半期ごとに運用状況及び運用成果等についてのミーティングを行っている。

欧州周縁国への対応については、

- ① ギリシャ政局やスペイン金融機関を巡る懸念で欧州周縁国の国債利回りが上昇し

たことを受けて、各委託ファンドから臨時のヒヤリングを行い、欧州周縁国全体ではベンチマーク並みを保有し、過度なリスクを取っていないことを確認している（平成24年5月）。

② スペイン国債が運用ガイドラインに抵触したことから売却を指示し、欧州他国の国債を代替購入したことを確認している（平成24年6月）。

③ イタリア国債格下げの場合の対応方針について確認している（各四半期運用報告会）。

以上の状況からみれば、受託機関の評価、シェア変更は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。また、受託機関の資産管理・運用状況の把握も、適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった受託機関の選定も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

（2）新企業年金保険契約（一般勘定）

〔資産運用の基本方針の規定〕（Ⅲ－2（2）①、②）

① 生命保険会社の選定

生命保険会社の選定に当たっては、以下の項目を評価の上行う。

イ) 当該生命保険会社の保険金支払能力(信用ある格付機関の格付け含む)

ロ) 利回りや流動性等の商品性

ハ) 一般勘定で保有する資産の内容等

② 生命保険会社の評価

生命保険会社の評価は上記に掲げる項目とする。

〔資産運用の基本方針の規定〕（Ⅲ－2（2）③）

イ) 評価に基づいて行うシェア変更

評価を行った結果に基づいて、中退共本部は各生命保険会社への資産配分シェアの変更、保険契約の解除を行うものとする。評価対象期間は、原則として3年～5年であるが、それよりも短い期間であっても評価が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更または保険契約の解除を行うことがある。

あるいは市場価格の大幅な変動により中退共資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離しその修正を行う必要がある場合、また、中退共制度を運営維持するために行う必要がある場合等においては、資産配分シェアの変更、保険契約の解除を行うことがある。

ロ) その他

法令、契約書、本基本方針等に反したと認められる場合又は中退共資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、中退共資産の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更又は保険契約の解除を行うことがある。

〔資産運用の基本方針の規定〕（Ⅲ－2（2）④）

イ) 報告書

生命保険会社は、自社の経営内容及び資産の管理・運用に関する報告書を、中退共本部に対し少なくとも半期毎に提出するものとする。

この他に中退共本部から要請があった場合には、生命保険会社は、その指示に基づいて報告を行うものとする。

ロ) ミーティング

中退共本部と生命保険会社は、半期毎にミーティングを行う。またそれ以外にも必要の都度、情報交換や協議を行う。

ハ) その他の報告

生命保険会社は、法令、契約書、本基本方針等に反する行為があった場合には、直ちに中退共本部に対し報告を行い、指示に従うものとする。

7社を採用しており、期中に新たな生命保険会社の選定は行っていない。

生命保険会社の評価については、保険金支払能力、格付け、利回り、流動性及び保有資産内容等により総合的に行っている。

既存の資産については、評価に基づくシェア変更基準に抵触しなかったため、評価結果によるシェア変更を行っていない。新規資金のシェア配分については、中退共制度への新規加入事業所数、加入従業員数等に基づき行っている。なお、政策的に行うシェア変更及び法令、契約書、基本方針等への抵触を理由とするシェア変更はなかった。

資産管理及び運用状況については、半期毎に「経営内容及び資産の管理・運用に関する報告書」の提出を義務付け、資産管理及び運用状況の把握を行うとともに、半期毎に行われるミーティングを通して確認を行っている。なお、期中に法令、契約書、基本方針等に反する行為はなかった。

以上の状況からみれば、生命保険会社の評価は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。また、生命保険会社の資産管理・運用状況の把握についても、適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった生命保険会社の選定及びシェア変更も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

(3) 有価証券信託による委託運用

〔資産運用の基本方針の規定〕(Ⅲ-3 (1)、(2))

① 受託機関の選定

資産運用・管理受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ) 組織及び体制、ロ) 人材、ハ) 運用方針、ニ) リスク管理体制、ホ) 事務能力及び運用内容のディスクロージャー、ヘ) 信用のある格付機関による格付け、ト) システム対応状況等を評価の上行う。

② 受託機関の評価

資産運用・管理受託機関の評価は、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価で行うものとする。

イ) 定量評価

運用利回り及び貸出稼働率について、各受託機関毎に比較評価を行う。

ロ) 定性評価

定性評価の項目は、①に掲げる項目とする。

〔資産運用の基本方針の規定〕(Ⅲ-3 (3))

(3) 受託機関のシェア変更

① 評価に基づくシェア変更

運用の評価を行った結果に基づいて、各受託機関への資産配分シェアの変更、委託

契約の解除を行うものとする。この場合の評価対象期間は、原則として3年～5年であるが、それよりも短い期間であっても運用成績が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

② 政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により中退共資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合等においては、受託機関の評価の優劣にかかわらず、政策的判断を優先して資産配分シェアの変更、委託契約の解除を行うことがある。

③ その他

法令、契約書、本基本方針等に反したと認められる場合又は資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、資産の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-3 (4) ③)

③ 資産管理及び運用状況に係る報告

イ) 報告書

残高状況、損益状況（未収に係るものを含む。）、取引状況に係る資産の管理に関する報告書を、少なくとも四半期毎に提出するものとする。この他に当本部から要請があった場合には、その指示に基づいて報告を行うものとする。

ロ) ミーティング

受託機関は、原則として四半期毎に、資産の運用に関しミーティングを行い、運用に関する重要事項について協議を行うものとする。また、それ以外にも必要の都度、情報交換や協議を行うものとする。

ハ) その他の報告

法令、契約書、本基本方針等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うものとする。

2 社を採用しており、期中に新たな受託機関の選定は行っていない。

資産運用・管理受託機関の評価については、定量評価は運用利回り、貸出稼働率により、定性評価は組織及び体制、運用方針、格付け等により、総合的に評価を行っている。また、既存受託機関以外の運用機関の状況把握も行っている。

資産運用・管理受託機関の資産配分シェア変更について、評価に基づくシェア変更は、受託機関の健全性や管理体制が良好と評価したため、行わなかった。また、政策的に行うシェア変更及び法令、契約書、基本方針等への抵触を理由とするシェア変更はなかった。

資産運用・管理受託機関の資産管理及び運用状況の把握については、「残高状況、損益状況、取引状況に係る資産の管理に関する報告書」の提出を義務付け、四半期での資産管理及び運用状況の把握を行っている。なお、法令、契約書、基本方針等に反する行為はなかった。

有担保取引の対象取引先を国内系金融機関に限定する等の対応を継続した。これについては、資産運用・管理受託機関との四半期ごとのミーティングを通して、他の公的機関の対応状況、金融情勢・市場環境などを確認した上で継続している。

以上の状況からみれば、受託機関の評価は、基本方針に定めた基本に基づき適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった受託機関の選定、シェア変更も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。なお、有担保取引に係る制限については、引き続き状

況を把握し、適切に行われることが期待される。

6. 運用管理体制

[資産運用の基本方針の規定] (IV-1)

1 運用体制の整備、充実

資金運用部には自家運用、外部運用受託機関のモニタリング、基本ポートフォリオの管理等に係る事務を的確に遂行することができる専門的知識及び経験を有する担当者を置く。

また、資産運用の専門知識を持った人材の育成・確保に取り組み、運用体制の整備・充実を図り、運用管理の合理化・コスト削減等に努める。

[資産運用の基本方針の規定] (IV-2、3)

2 資産運用委員会

運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

3 ALM委員会

中退共資産運用の効率化を図るため基本ポートフォリオの作成及び基本方針等について、助言を受けることを目的として、外部の専門家で構成するALM委員会を設置する。

運用体制の整備、充実については、資産運用に関する専門的知識の向上及び人材育成を図る観点から、各種セミナー・講習会等へ職員を参加させ、必要な知識の修得に努めている。

資産運用委員会中退共部会については、毎月1回開催し、運用計画、委託運用に係る評価及びシェア変更等の審議を行っている。

ALM委員会中退共分科会については、審議事項に関する案件がなかったため、開催はしなかった。

以上の状況からみれば、運用体制の整備、充実は適切に行われており、資産運用委員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

7. その他 (委託運用に係るパフォーマンス状況の表記の変更について)

毎年度、資産運用評価委員会における評価報告書には、委託運用の定量評価は、

①資産毎の時間加重収益率と各資産別の市場インデックス（ベンチマーク）を比較した結果

②全体の時間加重収益率と基本ポートフォリオに定める資産配分に基づいて計算された複合市場インデックス（複合ベンチマーク）を比較した結果

を記載していた。

特化型運用を行う中退共では原則として、個々の委託機関の評価は「各資産運用受託機

関のファンド毎の時間加重収益率を、各資産別の市場インデックス（ベンチマーク）と比較することにより、評価する。」と定めており、資産毎では上記①に因るものとしてきた。一方、機構の他事業では、委託機関で資産配分の調整まで行うバランス型運用を採用しているために、上記②の評価も必要とされていたことから、中退共ではこれと平仄を合わせる観点から上記①に加え、委託運用の資産合計として上記②を記載した報告を行っていた。

しかし、近年の市場変動が大きくかつ不規則になって、資産の構成比率が一定の枠を超えない限り期中にリバランスを行わない中退共では、資産別の評価（上記①）はプラスでありながら資産合計の評価（上記②）でマイナスになる事例があり、評価の妥当性が問題となっていた。

こうした状況から、今般、特化型を採用し各資産毎の超過収益の獲得を目指している中退共資産の運用の合計評価に当っては、基本ポートフォリオに定めた乖離許容幅内で発生する資産配分効果は市場動向に左右されるものであるため評価から除き、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した超過収益率の合計（個別資産効果）を以って委託運用の資産合計の評価とすることが相応しいとの結論に至った。

委託運用の資産合計は、個別資産効果を記載することに変更し、今後もこうした評価を継続することとする。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業における平成24事業年度
に係る資産運用結果に対する評価報告書

【第一部 給付経理】

【第二部 特別給付経理】

平成25年10月29日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会委員名簿

小 粥 泰 樹 株式会社野村総合研究所
金融 IT イノベーション事業本部長

(委員長) 奥 村 明 雄 一般財団法人 日本環境衛生センター
理事長

村 山 周 平 公認会計士 村山周平 事務所
公認会計士

吉 國 眞 一 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング
理事長

(委員長代理) 米 澤 康 博 早稲田大学
大学院ファイナンス研究科教授

(敬称略、五十音順)

目 次

はじめに	1
○ 建設業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価	
【第一部 給付経理】	
第1 全般の評価	2
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標	2
2. 基本ポートフォリオ	5
3. 情報公開	6
4. 自家運用の遂行	6
5. 委託運用	7
6. 運用管理体制	10
【第二部 特別給付経理】	
第1 全般の評価	11
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標	11
2. 基本ポートフォリオ	14
3. 情報公開	15
4. 自家運用の遂行	15
5. 委託運用	16
6. 運用管理体制	18

(注) 本文中、枠囲みの文章は「資産運用の基本方針」の抜粋である。

※ 数値の端数処理について

- ・ 当期総利益、利益剰余金の端数は、切り捨て
- ・ 当期総損失、繰越欠損金の端数は、切り上げ
- ・ 上記以外の数値については四捨五入

はじめに

独立行政法人は、組織、業務等について独立行政法人評価委員会において評価されることとなっている。

これを受け、当委員会は毎年度の資産運用結果について評価を行っており、平成 24 年度の資産運用結果に対する評価については資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心として評価することとし、資産運用関連の数値が確定する時期を待って平成 25 年 6 月 25 日に委員会を開催し、機構から運用結果の報告を受け、平成 25 年 7 月 4 日の委員会において、「平成 24 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書（平成 25 年 7 月 5 日）」を取りまとめた。この評価結果は、8 月に開催された厚生労働省独立行政法人評価委員会に報告された。

平成 24 年度全般にわたる個別具体的な評価については、平成 25 年 9 月 20 日に委員会を開催し、更に審議を行い本報告書に取りまとめた。

本報告書の内容が十分活用され、機構の資産運用がより一層適切に行われるよう期待したい。

○建設業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価

【第一部 給付経理】

第1 全般の評価

建設業退職金共済事業（以下「建退共」という。）給付経理の平成24年度の資産運用に関しては、中期的に制度の安定的な運営を維持しうる収益を確保するという運用目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で、適切に行われている。また、委託運用においてベンチマークを上回るパフォーマンスとなっているなど、市場の状況を踏まえて適切な運用が行われていると評価できる。

第2の資産運用の基本方針の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取り組みが行われており、運用の基本方針に沿って適切に行われたと評価できる。

第2 個別項目の評価

1 運用の目標

(I-1~3)

〔資産運用の基本方針の規定〕

1. 建退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
2. 建退共資産の運用は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第10条に定める退職金の額を前提として、中期的に建退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする。

表1 平成24年度決算の概要

区 分	概 要	参考(平成23年度)
期末運用資産残高	853,697 百万円	827,191 百万円
(期 末 資 産 残 高)	(858,008 百万円)	(831,294 百万円)
運 用 収 入 (うち金銭信託評価益)	34,398 百万円 (26,303 百万円)	14,601 百万円 (6,459 百万円)
運 用 費 用	65 百万円	68 百万円
決 算 運 用 利 回 り	4.15%	1.77%

(注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。

2. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位:億円、%)

運用の方法等		平成24年度末			
		資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用利回り
自家運用		5,418	63.5	—	1.41
有価証券	国債	1,532	17.9	1,657	1.55
	政府保証債	3,442	40.3	3,612	1.44
	金融債	160	1.9	161	0.32
	小計	5,135	60.1	5,429	1.45
預金	定期預金	7	0.1	※	0.03
	短期運用	183	2.1	※	0.10
	普通預金	93	1.1	※	—
	小計	283	3.3	※	0.04
委託運用		3,119	36.5	—	9.09
	金銭信託	2,583	30.3	2,583	10.84
	生命保険資産	536	6.3	※	1.07
	(有価証券信託)	(1,500)	(29.2)	—	0.00
合計		8,537	100.0	—	4.15

- (注) 1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。
3. 短期運用は譲渡性預金である。
4. 有価証券信託は自家運用により取得した有価証券の信託による運用であり、内数である。
また、構成比は有価証券小計に対する構成比である。
5. 単位未満は四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①-② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	4.13%	61.4%	3.72%	60.7%	0.41%
国内株式	24.63%	18.3%	23.82%	18.3%	0.81%
外国債券	18.45%	8.6%	17.73%	9.0%	0.72%
外国株式	28.10%	8.7%	28.99%	9.0%	-0.89%
短期資産	1.11%	2.9%	0.05%	3.0%	1.06%
合計	11.28%	100.0%	10.90%	100.0%	0.37%

- (注) 1.委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
- 2.時間加重収益率は、費用控除前である。
- 3.①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
- 4.②の構成比欄は、各受託機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。
- 5.ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
- 6.委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 - ・外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
 - ・短期資産 コールレート(翌日もの、有担保、月中平均)
- 7.短期資産には、外貨建資産の為替差損益(約定日と受渡日の為替レートの差損益)等が含まれている。
- 8.単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.45%	1.41%

- (注) 1.決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
- 2.参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合：24年3月末～25年2月末の単純平均)である。

表4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成24年度末の実績	
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅 b-a
国内債券	86.2%	±7.0%	85.0%	-1.2%
国内株式	5.3%	±2.2%	5.6%	0.3%
外国債券	2.6%	±1.3%	2.6%	0.0%
外国株式	2.6%	±1.3%	2.6%	0.0%
短期資産	3.3%	±3.0%	4.2%	0.9%
合計	100.0%	—	100.0%	—

資産運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、運用の基本方針に従い、退職金を将来にわたって確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施している。また、建退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオの資産配分に沿って資産運用を行っている。

平成24年度決算については、期末運用資産残高は8,537億円(対前年度265億円

増)、運用収入は 344 億円を計上し、決算運用利回りは 4.15%であった。

運用収入が前年度(146 億円)と比較して増加した主な要因は、欧州債務危機の懸念後退を受けた外国株式市況の上昇、デフレ脱却を目指す経済政策への期待感の高まりを受けた円安の進行及び国内株式市況の回復により、金銭信託で大きな収益 (263 億円)を確保したことが大きかった。この結果、当期総利益は 223 億円を計上し、平成 24 年度末の利益剰余金は 682 億円となった。

委託運用に係るパフォーマンス状況については、金銭信託の 4 資産(国内債券・国内株式・外国債券・短期資産)がベンチマークを上回り、1 資産(外国株式)がベンチマークをやや下回ったが、全体では複合ベンチマークを上回る結果(対ベンチマーク比+0.37%)となった。なお、自家運用(有価証券)に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが 1.45%であった。

資産配分の状況については、いずれの資産も基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっている。

以上の状況からみれば、建退共給付経理における資産運用は、基本方針に定める基本原則、運用の目的に基づき、運用の目標の達成に向けて、市場の状況を踏まえて適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

2 基本ポートフォリオ

平成22年12月27日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

						(%)
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	合計
資産配分	86.2	5.3	2.6	2.6	3.3	100.0
乖離許容幅	±7.0	±2.2	±1.3	±1.3	±3.0	

(注1) 国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産、新株予約権付社債、長期貸付金を含む。

(注2) 平成22年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果、その期待収益率は 1.73%、標準偏差は 1.39%である。

(注3) この基本ポートフォリオは、平成15年10月1日に5年程度の中期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

(注4) この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を乖離許容幅の範囲内で維持するよう管理表を作成し、月次管理を実施している。この結果、評価期間中の資産配分実績は、乖離許容幅の範囲内で推移している。

各資産の時価変動及び受託運用機関の総合評価に基づく委託金額の移管を踏まえ、各資産の配分割合が基本ポートフォリオの中心値に近似するよう、受託運用機関毎に平成 24 年度末のアセットアロケーションを再計算している。この結果を資産運用委員会に

諮った上で、当該アセットアロケーションを平成 24 年度末以降遵守するよう各受託運用機関に通知している。

金銭信託に係る資産配分割合については、各受託運用機関のアセットアロケーションの遵守状況を、情報統合サービスの利用によりモニタリングを実施している。

基本ポートフォリオの検証については、新たな経済予測に基づく数値を用いて検証を行い、現行の基本ポートフォリオは効率的フロンティアからほとんど乖離がなく、効率的なポートフォリオであることを確認している。また、責任準備金に対する利益剰余金の割合の検証を行い、リスクバッファは小幅減少し、ショートフォール確率も小幅悪化にとどまっていることを確認している。

以上の検証結果から、基本ポートフォリオを継続することとし、その旨を各ALM委員会委員へ報告している。

以上の状況からみれば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

3 情報公開

(I-6)

[資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、機構ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む)、資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を公開している。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報については、資産運用検討委員会及び資産運用評価委員会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。

その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

以上の状況からみれば、資産運用に関する情報公開は、適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切で分かりやすい情報公開に努めることが期待される。

4 自家運用の遂行

(II-2)

[資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、パイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、財投機関債、社債券(特定社債券を含む。)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。

取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、適宜売却する方向で検討する。

自家運用については、バイ・アンド・ホールドの原則を踏まえた長期・安定的な債券投資を継続している。保有債券の売却は行っていない。

リスク管理については、自家運用の債券は、国債、政府保証債及び金融債であり、同一発行体が発行した債券に係る保有制限の対象となる投資はない。また、格付け制限の対象となる債券は、発行元の各付けがA格以上の金融債を取得及び保有している。

以上の状況からみれば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

5 委託運用

(1) 金銭信託

(Ⅲ-1(1)、(2)、(3)、(4)⑥、⑦)

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案して受託運用機関を選定し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては、当該受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

(2) 受託機関の評価

建退共本部は、受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、3～5年の委託期間を原則とする。

① 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、各受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率(複合ベンチマーク)と比較する。あわせて、各資産別に、同一のベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、建退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

(3) 受託機関のシェア変更

① 建退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。

② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

③ 市場価格の大幅な変動により、建退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除等を行うことがある。

④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は建退共資産管理上必

要が生じた場合には、建退共資産の安全性確保のため、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

(4) 受託機関の責務及び目標

⑥ 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした建退共資産の管理に関する報告書(残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等)及び建退共資産の運用に関する報告書(パフォーマンス状況、運用方針等)を、少なくとも四半期毎に建退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、建退共本部からの指示を受ける。

以上の他、建退共本部の指示に従い報告を行う。

⑦ 建退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎にミーティングを行い、建退共資産の運用状況及び運用成果並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。

その他、建退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

9 社を採用しており、期中に新たな受託運用機関の選定は行っていない。

受託機関の評価については、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行っている。定量評価については、複合ベンチマークとの比較に基づく超過収益率による評価を実施している。併せて各資産別にベンチマークとの比較に基づく受託運用機関毎の超過収益率とその要因分析を行っている。定性評価については、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力、建退共本部のニーズの把握状況及び年金性資金運用に対する理解と関心の7項目からなる定性評価シートにより、年度上期と下期に実施している。

評価に基づくシェア変更については、直近3ヵ年及び5ヵ年の定量評価、定性評価に基づき、委託金額の移管及び一部解約を実施したほか、受託運用機関の統合を踏まえたファンドの集約等を実施した結果、12ファンドから9ファンドに減少している(解約ファンド3、減額ファンド2、増額ファンド5)。

なお、外国株式については、アクティブ運用での超過収益が期待どおり獲得できないため、リスク抑制および運用コスト圧縮の観点から、平成24年度より、パッシブ運用を一部導入した(開始金額50億円、24年度末30億円追加)。

資産管理・運用状況の把握については、各受託運用機関に対し新たなアセットアロケーションを通知し、運用ガイドラインとともに、その遵守を指示している。平成24年度は、ガイドライン等に抵触する事案はなかった。資産の運用及び管理に関する報告書は、適切に作成され、遅滞なく提出されている。平成24年度は、4月及び10～11月に受託運用機関全社と定例のミーティングを実施している。また、7月及び1月にパフォーマンスが不振な受託運用機関とミーティングを実施している。

委託運用におけるパフォーマンス改善に向けた取組みについては、上半期の運用実績を踏まえ、運用成績が不振な受託機関に対し、運用改善策の提出を求めている。当該運用機関からは、パフォーマンスが芳しくない要因を分析し、その分析結果を踏まえた改善策の報告を受けている。

以上の状況からみれば、受託機関の評価及びシェア変更は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。また、受託機関の資産管理・運用状況の把握も、適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった受託機関の選定も含め、

今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

(2) 生命保険資産

(Ⅲ-2(1)～(3))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 生命保険会社の選定

信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率等を考慮し、選定する。

(2) 生命保険会社の評価

財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに建退共資産の管理に係る事務量等を評価する。

(3) 生命保険会社のシェア変更

(2)の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。

5社を採用しており、期中に新たな生命保険会社の選定は行っていない。

生命保険会社の評価については、格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率及び建退共資産の管理に関する事務量等について実施している。いずれの生命保険会社とも評価結果に問題がなかったため、評価によるシェア変更は行っていない。

以上の状況からみれば、生命保険資産の評価は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった生命保険会社の選定及びシェア変更も含め、今後とも適切に行われることが期待される。

(3) 有価証券信託

(Ⅲ-3(1)、(2))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定及び評価

有価証券信託については、建退共本部が信託する有価証券(以下「信託有価証券」という。)の保全のため、受託機関の健全性を重視して選定し、貸出稼働率・収益率等を評価することとする。

(2) 信託有価証券の払戻

(1)の評価に基づき必要に応じて信託有価証券の払戻を行う。

3社を採用しており、期中に新たな受託機関の選定は行っていない。

受託機関の評価については、受託機関の健全性、貸出稼働率・収益率等について実施している。

いずれの受託機関とも、格付けや自己資本比率等の健全性は良好であり、収益率には著しい差異が生じていないため、評価による払戻は行っていないが、貸出稼働率を踏まえて有価証券の追加信託を実施している。

有価証券の貸し出しに際し、一層のリスク低減を図るため、平成24年度から有担保取引に限定して実施している。

以上の状況からみれば、受託機関の評価は、基本方針に定めた基本に基づき適切に行われていると評価できる。期間中に行われなかった受託機関の選定、信託有価証券の

払戻も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

6 運用管理体制

(IV-1、2、3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 運用体制の整備、充実

- ① 資産運用に係る業務は建退共本部の資金運用課が執行する。
- ② 同課には、資産運用の専門的知識を持った担当者を配置することとし、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、さらに人材の育成と確保に取り組む。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努めるほか、情報収集等によりリスク管理を適切に行う。

2. 資産運用委員会の設置

建退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

3. ALM委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成するALM委員会を設置する。

運用体制の整備、充実については、平成24年4月から、建退共資産の運用に係る業務は資金運用部が執行している。資金運用部には、資産運用の専門的知識及び年金資産運用の経験を有する担当者を運用調査役として配置している。

また、資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに参加し、必要な知識の習得に努めている。さらに、定期預金等を設定する金融機関の経営状況を把握するため、当該金融機関のホームページやディスクロージャー資料からの情報を収集し、リスク管理を行なっている。

資産運用委員会建退共部会については、四半期ごとに開催し、運用実績の報告、運用計画の審議を行っているほか、臨時開催により、金銭信託受託運用機関の資金配分シェア変更の審議を行っている。

ALM委員会特退共分科会については、委員の助言を得るべき事案がなかったため開催していないが、各委員へ基本ポートフォリオの検証結果を報告し、基本ポートフォリオを継続することの了承を得ている。

以上の状況からみれば、運用体制の整備、充実は適切に行われており、資産運用委員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

【第二部 特別給付経理】

第1 全般の評価

建退共特別給付経理の平成24年度の資産運用に関しては、中期的に制度の安定的な運営を維持しうる収益を確保するという運用の目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で、適切に行われている。また、委託運用についてはベンチマークを上回るパフォーマンスとなっているなど、市場の状況を踏まえて適切な運用が行われていると評価できる。

第2の資産運用の基本方針の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取り組みが行われており、運用の基本方針に沿って適切に行われたと評価できる。

第2 個別項目の評価

1 運用の目標

(I-1～3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 建退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
2. 建退共資産の運用は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第10条に定める退職金の額を前提として、中期的に建退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする。

表1 平成24年度決算の概要

区 分	概 要	参考(平成23年度)
期 末 運 用 資 産 残 高	33,064 百万円	32,498 百万円
(期末資産残高)	(33,192 百万円)	(32,633 百万円)
運 用 収 入 (うち金銭信託評価益)	1,449 百万円 (1,180 百万円)	580 百万円 (305 百万円)
運 用 費 用	6 百万円	6 百万円
決 算 運 用 利 回 り	4.48%	1.77%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位:億円、%)

運用の方法等		平成24年度末			
		資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用利回り
自家運用		168	50.9	—	1.37
有価証券	国債	5	1.5	5	0.66
	政府保証債	145	43.8	151	1.50
	金融債	11	3.3	11	1.22
	小計	161	48.6	167	1.46
預金	短期運用	4	1.1	※	0.09
	普通預金	4	1.2	※	—
	小計	8	2.3	※	0.05
委託運用		162	49.1	—	7.82
	金銭信託	129	38.9	129	9.67
	生命保険資産	34	10.1	※	1.01
	(有価証券信託)	—	—	—	0.01
合計		331	100.0	—	4.48

(注) 1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。

2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。

3. 短期運用は譲渡性預金である。

4. 有価証券信託は平成24年度中に解約したものである。

5. 単位未満は四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①-② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	3.87%	65.7%	3.72%	64.6%	0.15%
国内株式	22.23%	15.6%	23.82%	16.2%	-1.59%
外国債券	17.57%	7.9%	17.73%	8.1%	-0.16%
外国株式	29.99%	7.8%	28.99%	8.1%	1.00%
短期資産	-0.17%	3.0%	0.05%	3.0%	-0.22%
合計	10.04%	100.0%	10.12%	100.0%	-0.08%

(注) 1. 委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。

2. 時間加重収益率は、費用控除前である。

3. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。

- 4.②の構成比欄は、各受託運用機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。
- 5.ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
- 6.委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
 - ・国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 - ・外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
 - ・短期資産 コールレート(翌日もの、有担保、月中平均)
- 7.短期資産には、外貨建資産の為替差損益(約定日と受渡日の為替レートの差額等)等が含まれている。
- 8.単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.46%	1.41%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合：24年3月末～25年2月末の単純平均)である。

表4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成24年度末の実績	
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅 b-a
国内債券	83.0%	±7.0%	84.4%	1.4%
国内株式	6.0%	±2.5%	6.1%	0.1%
外国債券	3.0%	±1.5%	3.1%	0.1%
外国株式	3.0%	±1.5%	3.1%	0.1%
短期資産	5.0%	±3.0%	3.5%	-1.5%
合 計	100.0%	—	100.0%	—

資産運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、運用の基本方針に従い、退職金を将来にわたって確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施している。また、建退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオの資産配分に沿って資産運用を行っている。

平成24年度決算については、期末運用資産残高は331億円(対前年度6億円増)、運用収入は14億円を計上し、決算運用利回りは4.48%であった。

運用収入が前年度(6億円)と比較して増加した主な要因は、欧州債務危機の懸念後退を受けた外国株式市況の上昇、デフレ脱却を目指す経済政策への期待感の高まりを受けた円安の進行及び国内株式市況の回復により、金銭信託評価益で大きな収益(12

億円)を確保したことが大きかった。この結果、当期総利益は7億円を計上し、平成24年度末の利益剰余金は138億円となった。

委託運用に係るパフォーマンス状況については、金銭信託の2資産(国内債券・外国株式)がベンチマークを上回り、3資産(国内株式・外国債券・短期資産)がベンチマークをやや下回った。全体ではほぼ複合ベンチマーク並み(対ベンチマーク比-0.08%)となった。なお、自家運用(有価証券)に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが1.46%であった。

資産配分の状況については、いずれの資産も基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっている。

以上の状況からみれば、建退共特別給付経理における資産運用は、基本方針に定める基本原則、運用の目的に基づき、運用の目標の達成に向けて、市場の状況を踏まえて適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

2 基本ポートフォリオ

平成22年12月27日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

						(%)
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	合計
資産配分	83.0	6.0	3.0	3.0	5.0	100.0
乖離許容幅	±7.0	±2.5	±1.5	±1.5	±3.0	

(注1)国内債券には生命保険資産、新株予約権付社債を含む。

(注2)平成22年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果、その期待収益率は1.67%、標準偏差は1.60%である。

(注3)この基本ポートフォリオは、平成15年10月1日に、5年程度の中期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

(注4)この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を乖離許容幅の範囲内で維持するよう管理表を作成し、月次管理を実施している。この結果、期間中の資産配分実績は、乖離許容幅の範囲内で推移している。

各資産の時価変動や退職金支払いによる自家運用額の減少及び受託運用機関の総合評価に基づく委託金額の移管を踏まえ、各資産の配分割合が基本ポートフォリオの中心値に近似するよう、受託運用機関毎に平成24年度末のアセットアロケーションを再計算している。この結果を資産運用委員会に諮った上で、当該アセットアロケーションを平成24年度末以降遵守するよう各受託運用機関に通知している。

金銭信託に係る資産配分割合については、各受託運用機関のアセットアロケーションの遵守状況を、情報統合サービスの利用によりモニタリングを実施している。

基本ポートフォリオの検証については、新たな経済予測に基づく数値を用いて検証を行い、現行の基本ポートフォリオは効率的フロンティアからほとんど乖離がなく、効率的なポートフォリオであることを確認している。また、責任準備金に対する利益剰余金の割合の検証を行い、リスクパフファは小幅増加し、ショートフォール確率も引き続き低いことを確認している。

以上の検証結果から、基本ポートフォリオを継続することとし、その旨を各ALM委員会委員へ報告している。

以上の状況からみれば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

3 情報公開

(I-6)

[資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、機構ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む)、資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を公開している。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報については、資産運用検討委員会及び資産運用評価委員会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。

その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

以上の状況からみれば、資産運用に関する情報公開は、適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切で分かりやすい情報公開に努めることが期待される。

4 自家運用の遂行

(II-2)

[資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、パイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、財投機関債、社債(特定社債券を含む。)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、適宜売却する方向で検討する。

自家運用については、バイ・アンド・ホールドの原則を踏まえた長期・安定的な債券投資を継続している。保有債券の売却は行っていない。

リスク管理については、自家運用の債券は、国債、政府保証債及び金融債であり、同一発行体が発行した債券に係る保有制限の対象となる投資はない。また、格付け制限の対象となる債券は、発行元の格付けが A 格以上の金融債を取得及び保有している。

以上の状況からみれば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

5 委託運用

(1) 金銭信託

(Ⅲ-1 (1)、(2)、(3)、(4) ⑥、⑦)

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案して受託運用機関を選定し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては、当該受託機関の①经营理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

(2) 受託機関の評価

建退共本部は、受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、3～5年の委託期間を原則とする。

① 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、各受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率（複合ベンチマーク）と比較する。あわせて、各資産別に、同一のベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、建退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

(3) 受託機関のシェア変更

① 建退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。

② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

③ 市場価格の大幅な変動により、建退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除等を行うことがある。

④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は建退共資産管

理上必要が生じた場合には、建退共資産の安全性確保のため、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

(4) 受託機関の責務及び目標

- ⑥ 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした建退共資産の管理に関する報告書（残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等）及び建退共資産の運用に関する報告書（パフォーマンス状況、運用方針等）を、少なくとも四半期毎に建退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、建退共本部からの指示を受ける。以上の他、建退共本部の指示に従い報告を行う。
- ⑦ 建退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎にミーティングを行い、建退共資産の運用状況及び運用成果並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。その他、建退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

2 社を採用しており、期中に新たな受託運用機関の選定は行っていない。

受託機関の評価については、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行っている。定量評価については、複合ベンチマークとの比較に基づく超過収益率による評価を実施している。併せて各資産別にベンチマークとの比較に基づく受託機関ごとの超過収益率とその要因分析を行っている。定性評価については、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力、建退共本部のニーズの把握状況及び年金性資金運用に対する理解と関心の7項目からなる定性評価シートにより、年度上期と下期に実施している。

評価に基づくシェア変更については、直近3カ年及び5カ年の定量評価、定性評価に基づき、委託金額の移管及び一部解約を実施している（減額ファンド1、増額ファンド1）。

資産管理・運用状況の把握については、各受託運用機関に対し新たなアセットアロケーションを通知し、運用ガイドラインとともに、その遵守を指示している。平成 24 年度は、ガイドライン等に抵触する事案はなかった。資産の運用及び管理に関する報告書は、適切に作成され遅滞なく提出されている。平成 24 年度は、4 月及び 10 月に受託運用機関全社と定例のミーティングを実施している。また、8 月及び 1 月にパフォーマンスが不振な受託運用機関とミーティングを実施している。

委託運用におけるパフォーマンス改善に向けた取組みについては、上半期の運用実績を踏まえ、運用成績が不振な受託運用機関に対し、運用改善策の提出を求めた。当該運用機関からは、パフォーマンスが芳しくない要因を分析し、その分析結果を踏まえた改善策の報告を受けている。

以上の状況からみれば、受託機関の評価及びシェア変更は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。また、受託機関の資産管理・運用状況の把握も、適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった受託機関の選定も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

(2) 生命保険資産

(Ⅲ-2 (1) ~ (3))

[資産運用の基本方針の規定]

- (1) 生命保険会社の選定
信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率等を考慮し、選定する。
- (2) 生命保険会社の評価
財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに建退共資産の管理に係る事務量等を評価する。
- (3) 生命保険会社のシェア変更
(2) の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。

5 社を採用しており、期中に新たな生命保険会社の選定は行っていない。

生命保険会社の評価については、格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率及び建退共資産の管理に関する事務量等について実施している。いずれの生命保険会社とも評価結果に問題はなかったため、評価によるシェア変更は行っていない。

以上の状況からみれば、生命保険資産の評価は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった生命保険会社の選定及びシェア変更も含め、今後とも適切に行われることが期待される。

(3) 有価証券信託

(Ⅲ-3 (1)、(2))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定及び評価

有価証券信託については、建退共本部が信託する有価証券（以下「信託有価証券」という。）の保全のため、受託機関の健全性を重視して選定し、貸出稼働率・収益率等を評価することとする。

(2) 信託有価証券の払戻

(1) の評価に基づき必要に応じて信託有価証券の払戻を行う。

リスク管理の観点から、建退共給付経理と同様に無担保取引と比較して、よりリスクの少ない有担保取引で行うことを検討したが、建退共特別給付経理は国債の保有が少なくロットも小さいため、有担保取引のニーズがないことにより、平成 24 年 4 月に信託財産を全部解約している。

6 運用管理体制

(Ⅳ-1、2、3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 運用体制の整備、充実

- ① 資産運用に係る業務は建退共本部の担当部長が執行する。
- ② 担当部長は、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、資産運用の専門的知識を持った人材の育成に努める。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努めるほか、情報収集等によりリスク管理を適切に行う。

2. 資産運用委員会の設置

建退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審

議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

3. ALM委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成するALM委員会を設置する。

運用体制の整備、充実については、平成24年4月から、建退共資産の運用に係る業務は資金運用部が執行している。資金運用部には、資産運用の専門的知識及び年金資産運用の経験を有する担当者を運用調査役として配置している。

また、資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに参加し、必要な知識の習得に努めている。

資産運用委員会建退共部会については、四半期ごとに開催し、運用実績の報告、運用計画の審議を行っているほか、臨時開催により、金銭信託受託運用機関の資金配分シェア変更の審議を行っている。

ALM委員会特退共分科会については、委員の助言を得るべき事案がなかったため開催していないが、各委員へ基本ポートフォリオの検証結果を報告し、基本ポートフォリオを継続することの了承を得ている。

以上の状況からみれば、運用体制の整備、充実は適切に行われており、資産運用委員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行なわれることが期待される。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
清酒製造業退職金共済事業における平成24事業
年度に係る資産運用結果に対する評価報告書

【第一部 給付経理】

【第二部 特別給付経理】

平成25年10月29日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会委員名簿

小 粥 泰 樹 株式会社野村総合研究所
金融 IT イノベーション事業本部長

(委員長) 奥 村 明 雄 一般財団法人 日本環境衛生センター
理事長

村 山 周 平 公認会計士 村山周平 事務所
公認会計士

吉 國 眞 一 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング
理事長

(委員長代理) 米 澤 康 博 早稲田大学
大学院ファイナンス研究科教授

(敬称略、五十音順)

目 次

はじめに	1
------------	---

○ 清酒製造業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価

【第一部 給付経理】

第1 全般の評価	2
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標	2
2. 基本ポートフォリオ	5
3. 情報公開	6
4. 自家運用の遂行	6
5. 委託運用	7
6. 運用管理体制	9

【第二部 特別給付経理】

第1 全般の評価	10
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標	10
2. 基本ポートフォリオ	12
3. 情報公開	12
4. 自家運用の遂行	13
5. 委託運用	13
6. 運用管理体制	15

(注) 本文中、枠囲みの文章は「資産運用の基本方針」の抜粋である。

※ 数値の端数処理について

- ・ 当期総利益、利益剰余金の端数は、切り捨て
- ・ 当期総損失、繰越欠損金の端数は、切り上げ
- ・ 上記以外の数値については四捨五入

はじめに

独立行政法人は、組織、業務等について独立行政法人評価委員会において評価されることとなっている。

これを受け、当委員会は毎年度の資産運用結果について評価を行っており、平成 24 年度の資産運用結果に対する評価については資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心として評価することとし、資産運用関連の数値が確定する時期を待って平成 25 年 6 月 25 日に委員会を開催し、機構から運用結果の報告を受け、平成 25 年 7 月 4 日の委員会において、「平成 24 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書（平成 25 年 7 月 5 日）」を取りまとめた。この評価結果は、8 月に開催された厚生労働省独立行政法人評価委員会に報告された。

平成 24 年度全般にわたる個別具体的な評価については、平成 25 年 9 月 20 日に委員会を開催し、更に審議を行い本報告書に取りまとめた。

本報告書の内容が十分活用され、機構の資産運用がより一層適切に行われるよう期待したい。

○清酒製造業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価

【第一部 給付経理】

第1 全般の評価

清酒製造業退職金共済事業（以下「清退共」という。）給付経理の平成 24 年度の資産運用に関しては、中期的に制度の安定的な運営を維持しうる収益を確保するという運用目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で、適切に行われている。また、委託運用において全体での時間加重収益率はベンチマークを下回ったものの、市場の状況及び共済事業の実情を勘案すれば、おおむね適切に行われていると評価できる。

第 2 の資産運用の基本方針の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取り組みが行われており、全体としては、運用の基本方針に沿って適切に行われたと評価できる。

第2 個別項目の評価

1 運用の目標

(I-1~3)

〔資産運用の基本方針の規定〕

1. 清退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を厳守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
2. 清退共資産の運用は、清酒製造業退職金共済制度（以下「清退共制度」という。）を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
3. 上記 1、2 に基づき、中退法施行令第 10 条に定める退職金の額を前提として、中期的に清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする。

表1 平成 24 年度決算の概要

区 分	概 要	参考(平成 23 年度)
期末運用資産残高	4,789 百万円	4,857 百万円
(期末資産残高)	(4,810 百万円)	(4,871 百万円)
運 用 収 入 (うち金銭信託評価益)	166 百万円 (128 百万円)	73 百万円 (32 百万円)
運 用 費 用	1 百万円	1 百万円
決算運用利回り	3.55%	1.52%

(注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表上の未収収益等を控除した資産の総額である。

2. 運用収入は、損益計算書の運用収入である。

3. 決算運用利回りは、損益計算書の運用等収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均

残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位:百万円、%)

運用の方法等		平成 24 年 度 末			
		資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用 利 回 り
自 家 運 用		3,078	64.3	—	1.25
有価証券	国 債	2,262	47.2	2,262	1.41
	政 府 保 証 債	264	5.5	265	1.35
	金 融 債	100	2.1	100	0.30
	小 計	2,626	54.8	2,628	1.39
預 金	短 期 運 用	300	6.3	※	0.03
	普 通 預 金	151	3.2	※	—
	小 計	451	9.4	※	0.02
委 託 運 用		1,712	35.7	—	7.29
	金 銭 信 託	1,712	35.7	1,712	8.10
	生 命 保 険 資 産	—	—	※	0.45
合 計		4,789	100.0	—	3.55

- (注) 1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。
3. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		②ベンチマーク		① - ② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	3.52%	76.1%	3.72%	75.0%	-0.20%
国内株式	21.37%	12.2%	23.82%	12.6%	-2.45%
外国債券	17.38%	5.9%	17.73%	6.2%	-0.35%
外国株式	28.32%	5.9%	28.99%	6.2%	-0.67%
合 計	8.37%	100.0%	8.75%	100.0%	-0.38%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。

4. ②の構成比欄は、受託運用機関に提示した構成比である。
5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
 - ・ 国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・ 国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 - ・ 外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

〈参考〉 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.39%	1.41%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考値は、NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:24年3月末～25年2月末の単純平均)である。

表4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成 24 年度末の実績	
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅 b-a
国内債券	91.9%	±4.0%	91.4%	-0.5%
国内株式	4.1%	±2.0%	4.4%	0.3%
外国債券	2.0%	±1.0%	2.1%	0.1%
外国株式	2.0%	±1.0%	2.1%	0.1%
合 計	100.0%	—	100.0%	—

資産運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、運用の基本方針に従い、退職金を将来にわたって確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施している。また、清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオの資産配分に沿って資産運用を行っている。

平成 24 年度決算については、期末運用資産残高は 47 億 89 百万円(対前年度 67 百万円減)、運用収入は 1 億 66 百万円を計上し、決算運用利回りは 3.55%であった。

運用収入が前年度(73 百万円)と比較して増加した主な要因は、欧州債務危機の懸念後退を受けた外国株式市況の上昇、デフレ脱却を目指す経済政策への期待感の高まりを受けた円安の進行及び国内株式市況の回復により、金銭信託で大きな収益(128 百万円)を確保したのが大きかった。この結果、当期総利益は 69 百万円を計上し、平成 24 年度末の利益剰余金は 24 億 16 百万円となった。

委託運用に係るパフォーマンス状況については、全資産がベンチマークを下回り、全体でも複合ベンチマークを下回る結果(対ベンチマーク比-0.38%)となった。なお、自家運用(有価証券)に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが 1.39%であっ

た。

資産配分の状況については、いずれの資産も基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっている。

以上の状況からみれば、清退共給付経理における資産運用は、基本方針に定める基本原則、運用の目的に基づき、運用の目標の達成に向けておおむね適切に行われていると評価できるが、平成24年度の運用については、市場の状況にやや劣後していることから、引き続き適切な運用に向けた対応が求められる。

2 基本ポートフォリオ

平成 22 年 12 月 27 日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

	(%)				
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
資産配分	91.9	4.1	2.0	2.0	100.0
乖離許容幅	±4.0	2.0	±1.0	±1.0	

(注1) 国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産、新株予約権付社債、長期貸付金、短期資産を含む。

(注2) 平成 22 年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果、期待収益率は 1.72%、標準偏差 1.01%となっている。

(注3) この基本ポートフォリオは、平成 15 年 10 月 1 日に、5 年程度の中長期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

(注4) この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を乖離許容幅の範囲内で維持するよう、管理表を作成し、月次管理を実施している。この結果、評価期間中の資産配分実績は乖離許容幅の範囲内で推移している。

各資産の時価変動や退職金支払い等による自家運用額の減少によりポートフォリオの乖離幅が拡大していることを踏まえ、各資産の配分割合が基本ポートフォリオの中心値に近似するよう、アセットアロケーションを再計算する必要があることを資産運用委員会に諮った上で、新たなアセットアロケーションを平成 24 年度末以降遵守するよう受託運用機関に通知している。

基本ポートフォリオの検証については、新たな経済予測に基づく数値を用いて検証を行い、現行の基本ポートフォリオは効率的フロンティアからほとんど乖離がなく、効率的なポートフォリオであることを確認している。また、責任準備金に対する利益剰余金の割合の検証を行い、リスクバッファは増加し、ショートフォール確率も引き続き低いことを確認している。

以上の検証結果から、基本ポートフォリオを継続することとし、その旨を各ALM委員会委員へ報告している。

以上の状況からみれば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、

基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

3 情報公開

(I-6)

[資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、機構ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む)、資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を公開している。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報については、資産運用検討委員会及び資産運用評価委員会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。

その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

以上の状況からみれば、資産運用に関する情報公開は、適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切で分かりやすい情報公開に努めることが期待される。

4 自家運用の遂行

(II-2)

[資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券への投資額は、原則として自家運用における債券保有総額の10%をこえないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、社債券(特定社債券を含む)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、適宜売却する方向で検討する。

自家運用については、バイ・アンド・ホールドの原則を踏まえた長期・安定的な債券投資を継続している。保有債券の売却は行っていない。

リスク管理については、自家運用の債券は、国債、政府保証債のみであり、同一発行体が発行した債券に係る保有制限の対象となる投資はなく、また、格付け制限の対象となる債券は、発行元の格付けがA格以上の金融債を取得及び保有している。

以上の状況からみれば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

5. 委託運用

(1) 金銭信託

(Ⅲ—1、(1)、(2)、(3)、(4)⑥、⑦)

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては当該受託機関の①经营理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

(2) 受託機関の評価

清退共本部は受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、3～5年の委託期間を原則とする。

① 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率(複合ベンチマーク)と比較する。あわせて、各資産別に、同一ベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、清退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

(3) 委託機関のシェア変更

- ① 清退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。
- ② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。
- ③ 市場価格の大幅な変動により、清退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。
- ④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は清退共資産管理上必要が生じた場合には、清退共資産の安全性確保のため、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

(4) 委託機関の責務及び目標

- ⑥ 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした清退共資産の管理に関する報告書(残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等)及び清退共資産の運用に関する報告書(パフォーマンス状況、運用方針等)を、少なくとも四半期毎に清退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、清退共本部から指示を受ける。以上の他、清退共本部の指示に従い報告を行う。
- ⑦ 清退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎に、ミーティングを行い、清退共資産の運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。

その他清退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

1 社を採用しており、期中に新たな受託運用機関の選定は行っていない。

受託機関の評価については、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行っている。定量評価については、複合ベンチマークとの比較に基づく超過収益率による評価を実施している。併せて各資産別にベンチマークとの比較に基づく超過収益率とその要因分析を行っている。定性評価については、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力、清退共本部のニーズの把握状況及び年金性資金運用に対する理解と関心の7項目からなる定性評価シートにより、年度上期と下期の評価を実施している。

評価に基づくシェア変更については、運用実績等の評価に基づく受託運用機関のシェア変更はなかった。

資産管理・運用状況の把握については、受託運用機関に対し新たなアセットアロケーションを通知し、運用ガイドラインとともに、その遵守を指示している。平成24年度は、ガイドライン等に抵触する事案はなかった。資産の運用及び管理に関する報告書は、適切に作成され遅滞なく提出されている。平成24年度は、4月、7月、10月及び1月にミーティングを実施している。

委託運用におけるパフォーマンス改善に向けた取組みについては、上半期の運用実績を踏まえ、運用改善策の提出を求めた。当該運用機関からは、パフォーマンスが芳しくない要因を分析し、その分析結果を踏まえた改善策の報告を受けている。

以上の状況からみれば、受託機関の評価は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。また、受託機関の資産管理・運用状況の把握も、適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった受託機関の選定及びシェア変更も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

(2) 生命保険資産

(Ⅲ—2(1)～(3))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 生命保険会社の選定

信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率を考慮し、選定する。

(2) 生命保険会社の評価

財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに清退共資産の管理に係る事務量等を評価する。

(3) 生命保険会社のシェア変更

(2)の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。

生命保険資産残高が僅少(約2億円)であり、保険事務費が割高になって他の事業に比べて利回りが劣後する傾向であったため、資産運用委員会で審議を行った上、平成25年2月に解約を実施している。

以上の状況からみれば、生命保険資産の評価は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。

(3) 有価証券信託

(Ⅲ－3(1)、(2))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定及び評価

有価証券信託については、建退共本部が信託する有価証券(以下「信託有価証券」という。)の保全のため、受託機関の健全性を重視して選定し、貸出稼働率・収益率等を評価することとする。

(2) 信託有価証券の払戻

(1)の評価に基づき必要に応じて信託有価証券の払戻を行う。

期中の有価証券信託による委託運用の実施はなかった。

6 運用管理体制

(Ⅳ－1、2、3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 運用体制の整備、充実

① 資産運用に係る業務は清退共本部の業務課が執行する。

② 資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、資産運用の専門的知識を持った人材の育成に努める。あわせて運用体制の整備・充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努める。

2. 資産運用に係る委員会の設置

① 資産運用委員会の設置

清退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

② ALM委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成するALM委員会を設置する。

運用体制の整備、充実については、平成24年4月から、清退共資産の運用に係る業務は資金運用部が執行している。資金運用部には、資産運用の専門的知識及び年金資産運用の経験を有する担当者を運用調査役として配置している。

また、資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに参加し、必要な知識の習得に努めている。

資産運用委員会清退共部会については、四半期毎に開催し、運用実績の報告、運用計画の審議を行っているほか、臨時開催により、清退共事業に係る債券の運用方針についての審議を行っている。

ALM委員会特退共分科会については、委員の助言を得るべき事案がなかったため開催していないが、各委員へ基本ポートフォリオの検証結果を報告し、基本ポートフォリオを継続することの了承を得ている。

以上の状況からみれば、運用体制の整備、充実は適切に行われており、資産運用委員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行なわれることが期待される。

【第二部 特別給付経理】

第1 全般の評価

清退共特別給付経理の平成24年度の資産運用に関しては、中期的に制度の安定的な運営を維持しうる収益を確保するという運用目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持している。

第2の資産運用の基本方針の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取り組みが行われており、市場の状況及び共済事業の実情を勘案すれば、運用の基本方針に沿って、適切に行われたと評価できる。

第2 個別項目の評価

1 運用の目標

(I-1~3)

〔資産運用の基本方針の規定〕

1. 清退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を厳守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
2. 清退共資産の運用は、清酒製造業退職金共済制度（以下「清退共制度」という。）を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第10条に定める退職金の額を前提として、中期的に清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする。

表1 平成24年度決算の概要

区 分	概 要	参考(平成23年度)
期末運用資産残高	316 百万円	324 百万円
(期末資産残高)	(316 百万円)	(326 百万円)
運 用 収 入	3 百万円	3 百万円
運 用 費 用	—	—
決算運用利回り	0.92%	1.02%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表上の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 運用収入は、損益計算書の運用収入である。
3. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位:百万円、%)

運用の方法等		平成24年度末			
		資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用利回り
自家運用		316	100.0	—	0.92
有価証券	国債	283	89.7	283	1.00
	小計	283	89.7	283	1.00
預金	短期運用	—	—	※	—
	普通預金	33	10.3	※	—
	小計	33	10.3	※	—
合計		316	100.0	—	0.92

- (注) 1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
 2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。
 3. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.00%	1.41%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
 2. 参考値は、NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:24年3月末～25年2月末の単純平均)である。

表4 資産配分割合状況

	基本ポートフォリオ		平成24年度末の実績	
	配分割合 a	乖離許容幅	配分割合 b	乖離幅 b-a
国内債券	100.0%	—	100.0%	0.0%
国内株式	%	—	%	—
外国債券	%	—	%	—
外国株式	%	—	%	—
合計	100.0%	—	100.0%	0.0%

資産運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、運用の基本方針に従い、退職金を将来にわたって確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施している。また、清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とし

て、基本方針に定める基本ポートフォリオの資産配分に沿って資産運用を行っている。

平成 24 年度決算については、期末運用資産残高は 3 億 16 百万円(対前年度 8 百万円減)、運用収入は 3 百万円を計上し、決算運用利回りは 0.92%であった。

当期総利益は 93 万円を計上し、平成 24 年度末の利益剰余金は 1 億 76 百万円となった。

資産配分の状況については、基本方針に定めている基本ポートフォリオである国内債券 100%を継続している。

以上の状況からみれば、清退共特別給付経理における資産運用は、基本方針に定める基本原則、運用の目的に基づき、運用の目標の達成に向けて、当該経理の現状を踏まえて適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

2 基本ポートフォリオ

平成 22 年 12 月 27 日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

	(%)				
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合 計
資 産 配 分	100.0	—	—	—	100.0
乖離許容幅	—	—	—	—	—

(注1) 国内債券には短期資産を含む。

(注2) 平成 22 年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果の期待収益率は 1.27%、標準偏差 0.38%となっている。

(注3) この基本ポートフォリオは、平成 15 年 10 月 1 日に、5 年程度の中長期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

(注4) この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、引き続き基本ポートフォリオに定める資産配分である国内債券 100%を維持している。

基本ポートフォリオの検証については、責任準備金に対する利益剰余金の割合について検証を行い、リスクバッファは前回検証時と比較して増加したことを確認している。

その結果、特段の問題がないことから、基本ポートフォリオを継続することとし、その旨を各ALM委員会委員へ報告している。

以上の状況からみれば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

3 情報公開

(Ⅰ—6)

[資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、機構ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む)、資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を公開している。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報については、資産運用検討委員会及び資産運用評価委員会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。

その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

以上の状況からみれば、資産運用に関する情報公開は、適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切で分かりやすい情報公開に努めることが期待される。

4 自家運用の遂行

(Ⅱ—2)

[資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券への投資額は、原則として自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、社債(金融債を含む。)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、厳格に個別管理する。

自家運用については、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を継続している。保有債券の売却は行っていない。

リスク管理については、自家運用の債券は、国債のみであり、同一発行体が発行した債券に係る保有制限の対象となる投資はなく、また、格付け制限の対象となる債券の取得及び保有もなかった。

以上の状況からみれば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

5 委託運用

(1) 金銭信託

(Ⅲ―1、(1)、(2)、(3)、(4)⑥、⑦)

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては当該受託機関の①经营理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

(2) 受託機関の評価

清退共本部は受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、3～5年の委託期間を原則とする。

① 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率(複合ベンチマーク)と比較する。あわせて、各資産別に、同一ベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、清退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

(3) 委託機関のシェア変更

- ① 清退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。
- ② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。
- ③ 市場価格の大幅な変動により、清退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。
- ④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は清退共資産管理上必要が生じた場合には、清退共資産の安全性確保のため、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

(4) 委託機関の責務及び目標

- ⑥ 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした清退共資産の管理に関する報告書(残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等)及び清退共資産の運用に関する報告書(パフォーマンス状況、運用方針等)を、少なくとも四半期毎に清退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、清退共本部から指示を受ける。以上の他、清退共本部の指示に従い報告を行う。
- ⑦ 清退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎に、ミーティングを行い、清退共資産の運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。
その他清退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

期中の金銭信託による委託運用の実施はなかった。

(2) 生命保険資産

(Ⅲ—2(1)～(3))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 生命保険会社の選定

信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率を考慮し、選定する。

(2) 生命保険会社の評価

財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに清退共資産の管理に係る事務量等を評価する。

(3) 生命保険会社のシェア変更

(2)の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。

期中の生命保険資産による委託運用の実施はなかった。

(3) 有価証券信託

(Ⅲ—3(1)、(2))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定及び評価

有価証券信託については、建退共本部が信託する有価証券(以下「信託有価証券」という。)の保全のため、受託機関の健全性を重視して選定し、貸出稼働率・収益率等を評価することとする。

(2) 信託有価証券の払戻

(1)の評価に基づき必要に応じて信託有価証券の払戻を行う。

期中の有価証券信託による委託運用の実施はなかった。

6 運用管理体制

(Ⅳ—1、2、3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 運用体制の整備、充実

① 資産運用に係る業務は清退共本部の業務課が執行する。

② 資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、資産運用の専門的知識を持った人材の育成に努める。あわせて運用体制の整備・充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努める。

2. 資産運用に係る委員会の設置

① 資産運用委員会の設置

清退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

② ALM委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成する資産運用検討委員会を設置する。

運用体制の整備、充実については、平成 24 年 4 月から、清退共資産の運用に係る業務は資金運用部が執行している。資金運用部には、資産運用の専門的知識及び年金資産運用の経験を有する担当者を運用調査役として配置している。

また、資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに参加し、必要な知識の習得に努めている。

資産運用委員会清退共部会については、四半期ごとに開催し、運用実績の報告、運用計画の審議を行ったほか、臨時開催により、清退共事業に係る債券の運用方針についての審議を行っている。

ALM委員特退共分科会については、委員の助言を得るべき事案がなかったため開催していないが、各委員へ基本ポートフォリオの検証結果を報告し、基本ポートフォリオを継続することの了承を得ている。

以上の状況からみれば、運用体制の整備、充実は適切に行われており、資産運用委員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行なわれることが期待される。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業における平成24事業年度
に係る資産運用結果に対する評価報告書

平成25年10月29日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会委員名簿

小 粥 泰 樹 株式会社野村総合研究所
金融 IT イノベーション事業本部長

(委員長) 奥 村 明 雄 一般財団法人 日本環境衛生センター
理事長

村 山 周 平 公認会計士 村山周平 事務所
公認会計士

吉 國 眞 一 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング
理事長

(委員長代理) 米 澤 康 博 早稲田大学
大学院ファイナンス研究科教授

(敬称略、五十音順)

目 次

はじめに -----	1
○ 林業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価	
第1 全般の評価 -----	2
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標 -----	2
2. 基本ポートフォリオ-----	5
3. 情報公開 -----	6
4. 自家運用の遂行-----	7
5. 委託運用 -----	7
6. 運用管理体制 -----	10

(注) 本文中、枠囲みの文章は「資産運用の基本方針」の抜粋である。

※ 数値の端数処理について

- ・ 当期総利益、利益剰余金の端数は、切り捨て
- ・ 当期総損失、繰越欠損金の端数は、切り上げ
- ・ 上記以外の数値については四捨五入

はじめに

独立行政法人は、組織、業務等について独立行政法人評価委員会において評価されることとなっている。

これを受け、当委員会は毎年度の資産運用結果について評価を行っており、平成 24 年度の資産運用結果に対する評価については資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心として評価することとし、資産運用関連の数値が確定する時期を待って平成 25 年 6 月 25 日に委員会を開催し、機構から運用結果の報告を受け、平成 25 年 7 月 4 日の委員会において、「平成 24 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書（平成 25 年 7 月 5 日）」を取りまとめた。この評価結果は、8 月に開催された厚生労働省独立行政法人評価委員会に報告された。

平成 24 年度全般にわたる個別具体的な評価については、平成 25 年 9 月 20 日に委員会を開催し、更に審議を行い本報告書に取りまとめた。

本報告書の内容が十分活用され、機構の資産運用がより一層適切に行われるよう期待したい。

○林業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価

第1 全般の評価

林業退職金共済事業（以下「林退共」という。）給付経理の平成24年度の資産運用に関しては、中期的に制度の健全性の向上に必要な収益を確保するという運用目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で、適切に行われている。また、委託運用においてベンチマークを上回るパフォーマンスとなっているなど、市場の状況を踏まえて適切な運用が行われていると評価できる。

第2の資産運用の基本方針の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取り組みが行われており、全体としては、運用の基本方針に沿って、適切に行われたと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

- 累積欠損金については、減少しているものの、今後ともその早期解消に向けて努力することが期待される。

第2 個別項目の評価

1 運用の目標

(I-1~3)

〔資産運用の基本方針の規定〕

1. 林退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
2. 林退共資産の運用は、林業退職金共済制度（以下「林退共制度」という。）を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第10条に定める退職金の額を前提として、中期的に林退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目標とする。

表1 平成24年度決算の概要

区 分	概 要	参考(平成23年度)
期末運用資産残高 (期末資産残高)	13,607 百万円 (13,731 百万円)	13,630 百万円 (13,760 百万円)
運 用 収 入 (うち金銭信託評価益)	389 百万円 (275 百万円)	256 百万円 (138 百万円)
運 用 費 用	2 百万円	2 百万円
決算運用利回り	2.90%	1.95%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 運用収入は、損益計算書の運用収入である。
3. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位:百万円、%)

運 用 の 方 法 等		平成24年度末			
		資産残高	構成比	時価(参考)	決算 運用利回り
自 家 運 用		8,971	65.9	—	1.30
有価証券	国 債	2,101	15.4	2,192	1.26
	政 府 保 証 債	5,386	39.6	5,667	1.45
	金 融 債	100	0.7	100	1.11
	小 計	7,587	55.8	7,959	1.38
預 金	短 期 運 用	650	4.8	※	0.03
	普 通 預 金	734	5.4	※	—
	小 計	1,384	10.2	※	0.01
委 託 運 用		4,636	34.1	—	5.69
	金 銭 信 託	4,636	34.1	4,636	6.24
	生 命 保 険 資 産	—	—	※	0.54
合 計		13,607	100.0	—	2.90

- (注) 1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。
3. 短期運用は譲渡性預金である。
4. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況
委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①-② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	3.81%	86.9%	3.72%	84.5%	0.09%
国内株式	24.02%	7.8%	23.82%	9.2%	0.20%
外国債券	17.41%	5.3%	17.73%	6.3%	-0.32%
合 計	6.58%	100.0%	6.52%	100.0%	0.06%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものは必ずしも一致しない。
4. ②の構成比欄は、受託運用機関へ提示した構成比である。
5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用(金銭信託)の資産区分ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・ 国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券等	1.38%	1.41%

- (注) 1. 決算運用利回りは、自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考指標はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合：24年3月末～25年2月末の単純平均)である。

表4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成 24 年度末の実績	
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅 b-a
国内債券	95.6%	±2.0%	95.5%	-0.1%
国内株式	2.6%	±1.0%	2.7%	0.1%
外国債券	1.8%	±1.0%	1.8%	0.0%
合 計	100.0%	—	100.0%	—

資産運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、運用の基本方針に従い、退職金を将来にわたって確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施している。また、林退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオの資産配分に沿って資産運用を行っている。

平成 24 年度決算については、期末運用資産残高 136 億 7 百万円(対前年度 2 千万円減)、運用収入は 3 億 89 百万円を計上し、決算運用利回りは 2.90%であった。

運用収入が前年度(2 億 56 百万円)と比較して増加した要因は、デフレ脱却を目指す経済政策への期待感の高まりを受けた円安の進行及び国内株式市況の回復により、金銭信託で大きな収益(2 億 75 百万円)を確保したことが大きかった。この結果、当期総利益は 2 億 8 百万円を計上し、平成 24 年度末の累積欠損金は 10 億 96 百万円に減少した(参考:林退共給付経理は、累積欠損金解消計画において、累積欠損金の解消年限を平成 34 年度としている。)

委託運用に係るパフォーマンス状況については、金銭信託の 2 資産(国内債券・国内株式)がベンチマークを上回り、外国債券がベンチマークを下回ったが、全体では複合ベンチマークを上回る結果(対ベンチマーク比+0.06%)となった。なお、自家運用(有価証券)に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが 1.38%であった。

資産配分の状況については、いずれの資産も基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっている。

以上の状況からみれば、林退共事業における資産運用は、基本方針に定める基本原則、運用の目的に基づき、運用の目標の達成に向けて、市場の状況を踏まえて適切に行われていると評価できる。累積欠損金の早期解消に留意しつつ、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

2 基本ポートフォリオ

平成 22 年 12 月 27 日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

	(%)			
	国内債券	国内株式	外国債券	合計
資産配分	95.6	2.6	1.8	100.0
乖離許容幅	±2.0	±1.0	±1.0	

(注1) 国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産、新株予約権付社債、短期資産を含む。

(注2) 平成 22 年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果、その期待収益率は 1.32%、標準偏差は 0.55%である。

(注3) この基本ポートフォリオは、平成 15 年 10 月 1 日に、5 年程度の中期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

(注4) この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、また、中退法施行規則令第 10 条に定める退職金の額の見直し等の状況にも対応し、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を乖離許容幅の範囲内で維持するよう管理表を作成し、月次管理を実施している。この結果、評価期間中の資産配分実績は、乖離許容幅の範囲内で推移している。

同一受託運用機関で2ファンドの運用を委託していたが、運用の効率化、運用コストの圧縮の観点から1ファンドに集約するとともに、資産の時価変動や退職金支払い等による自家運用額の減少によりポートフォリオの乖離幅が拡大していることを踏まえ、各資産の配分割合が基本ポートフォリオの中心値に近似するよう、アセットアロケーションを再計算する必要があることを資産運用委員会に諮った上で、新たなアセットアロケーションを平成24年度末以降遵守するよう受託運用機関に通知している。

基本ポートフォリオの検証については、新たな経済予測に基づく数値を用いて検証を行い、現行の基本ポートフォリオは効率的フロンティアからほとんど乖離がなく、効率的なポートフォリオであることを確認している。また、責任準備金に対する利益剰余金の割合の検証を行い、リスクバッファは小幅改善し、ショートフォール確率は前回検証時と同水準であることを確認している。

以上の検証結果から、基本ポートフォリオを継続することとし、その旨を各ALM委員会委員へ報告している。

以上の状況からみれば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

3 情報公開

(I-6)

[資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、機構ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む)、資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を公開している。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報については、資産運用検討委員会及び資産運用評価委員会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。

その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

以上の状況からみれば、資産運用に関する情報公開は、適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切で分かりやすい情報公開に努めることが期待される。

4 自家運用の遂行

(Ⅱ-2)

[資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、パイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、原則として自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、財投機関債、社債券(特定社債券を含む。)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、厳格に個別管理する。

自家運用については、パイ・アンド・ホールドの原則を踏まえた長期・安定的な債券投資を継続している。保有債券の売却は行っていない。

リスク管理については、自家運用の債券は、国債、政府保証債及び金融債であり、同一発行体が発行した債券に係る保有制限の対象となる投資はなく、また、格付け制限の対象となる債券は、発行元の格付けがA格以上の金融債を取得及び保有している。

以上の状況からみれば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

5 委託運用

(1) 金銭信託

(Ⅲ-1(1)、(2)、(3)、(4))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案して受託運用機関を選定し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては、当該受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

(2) 受託機関の評価

林退共本部は、受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、3～5年の委託期間を原則とする。

① 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、各受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率(複合ベンチマーク)と比較する。あわせて、各資産別に、同一のベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明

能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、林退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

(3) 受託機関のシェア変更

- ① 林退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。
- ② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。
- ③ 市場価格の大幅な変動により、林退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除等を行うことがある。
- ④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は林退共資産管理上必要が生じた場合には、林退共資産の安全性確保のため、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

(4) 受託機関の責務及び目標

- ⑥ 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした林退共資産の管理に関する報告書(残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等)及び林退共資産の運用に関する報告書(パフォーマンス状況、運用方針等)を、少なくとも四半期毎に林退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、林退共本部からの指示を受ける。
以上の他、林退共本部の指示に従い報告を行う。
- ⑦ 林退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎にミーティングを行い、林退共資産の運用状況及び運用成果並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。
その他、林退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

1 社を採用しており、期中に新たな受託運用機関の選定は行っていない。

受託機関の評価については、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行なっている。定量評価については、複合ベンチマークとの比較に基づく超過収益率による評価を実施している。超過収益率については、資産配分効果、個別資産効果、その他効果に分類して評価を実施している。併せて各資産別にベンチマークとの比較に基づく受託運用機関毎の超過収益率とその要因分析を行っている。定性評価については、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力、林退共本部のニーズの把握状況及び年金性資金運用に対する理解と関心の7項目からなる定性評価シートにより、年度上期と下期に実施している。

評価に基づくシェア変更については、運用実績等の評価に基づく受託運用機関のシェア変更はなかったが、同一受託運用機関で2ファンドの運用を委託していたため、運用の効率化、運用コストの圧縮の観点から、1ファンドに集約した結果、2ファンドから1ファンドに減少した(解約ファンド1、増額ファンド1)。

資産管理・運用状況の把握については、受託運用機関に対し新たなアセットアロケーションを通知し、運用ガイドラインとともに、その遵守を指示している。平成24年度は、ガイドライン等に抵触する事案はなかった。資産の運用及び管理に関する報告書は、適切に作成され、遅滞なく提出されている。平成24年度は、5月、8月、11月及び1月にミーティングを実施している。

委託運用におけるパフォーマンス改善に向けた取組みについては、上半期の運用実績を踏まえ、運用改善策の提出を求めている。当該運用機関からは、パフォーマンスが芳しくない要因を分析し、その分析結果を踏まえた改善策の報告を受けている。

以上の状況からみれば、受託機関の評価は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。また、受託機関の資産管理・運用状況の把握も、適切に行われていると評価できる。期間中に行われなかった受託機関の選定及びシェア変更も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

(2) 生命保険資産

(Ⅲ-2(1)～(3))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 生命保険会社の選定

信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率等を考慮し、選定する。

(2) 生命保険会社の評価

財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに林退共資産の管理に係る事務量等を評価する。

(3) 生命保険会社のシェア変更

(2)の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。

生命保険資産残高が僅少(約 5 億円)であり、保険事務費が割高になって他の事業に比べて利回りが劣後する傾向であったため、資産運用委員会で審議を行った上、平成 25 年 2 月に解約を実施している。

以上の状況からみれば、生命保険資産の評価は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。

(3) 有価証券信託

(Ⅲ-3(1)、(2))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定及び評価

有価証券信託については、林退共本部が信託する有価証券(以下「信託有価証券」という。)の保全のため、受託機関の健全性を重視して選定し、貸出稼働率・収益率等を評価することとする。

(2) 信託有価証券の払戻

(1)の評価に基づき必要に応じて信託有価証券の払戻を行う。

期中の有価証券信託による委託運用の実施はなかった。

6 運用管理体制

(IV-1、2、3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 運用体制の整備、充実

- ① 資産運用に係る業務は林退共本部の業務課が執行する。
- ② 同課では、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、資産運用の専門的知識を持った人材の育成に努める。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努める。

2. 資産運用委員会の設置

林退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

3. ALM委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成するALM委員会を設置する。

運用体制の整備、充実については、平成24年4月から、林退共資産の運用に係る業務は資金運用部が執行している。資金運用部には、資産運用の専門的知識及び年金資産運用の経験を有する担当者を運用調査役として配置している。

また、資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに参加し、必要な知識の習得に努めている。

資産運用委員会林退共部会については、四半期毎に開催し、運用実績の報告、運用計画の審議を行っているほか、臨時開催により、金銭信託契約の集約等についての審議を行っている。

ALM委員会・特退共分科会については、委員の助言を得るべき事案がなかったため開催していないが、各委員へ基本ポートフォリオの検証結果を報告し、基本ポートフォリオを継続することの了承を得ている。

以上の状況からみれば、運用体制の整備、充実は適切に行われており、資産運用委員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行なわれることが期待される。

能力開発プログラムの概要

職 務	基 本 研 修			実 務 研 修		自己啓発に対する支援	その他
	組織開発・全体研修	節目研修	修 門 別	修 門 別	修 門 別		
部・次長	顧客サービスに関する意識向上等のための基本研修	資産運用に係るトピックス的情報の提供	人事管理・マネジメント能力研修 新任管理職研修	人事・会計部門 / 独立行政法人会計基準、財務諸表等に関する実務研修 給与実務、労務管理（衛生管理、労働関係法令の改正等）等の実務研修	システム部門 / データベース、ネットワーク、プログラミング等に関する実務研修 ・財形貯蓄・審査 / 住宅ローン、融資・債権回収等に関する実務研修 資産運用部門 / 資産管理、資金運用、有価証券の売買等に関する実務研修 加入促進等部門 / プレゼンテーション能力の向上、広報宣伝力の強化等のための研修等 相契約・給付 / クレーム処理能力等の向上のための研修等	社内勉強会に対する人的・物的支援	外部機関との人事交流
課・室長	個人情報保護、制度改正等の重要事項に関する研修	個人情報保護、制度改正等の重要事項に関する研修	コミュニケーション能力研修 部下の管理・メンタルヘルス研修	電 話 対 応 ス キ ル 研 修 企 業 年 金 制 度 研 修 資 産 運 用 ・ 基 礎 研 修 I ・ II	人事・会計部門 / 独立行政法人会計基準、財務諸表等に関する実務研修 給与実務、労務管理（衛生管理、労働関係法令の改正等）等の実務研修	・簿記検定 ・ファイナンシャルプランナー ・証券アナリスト ・社会保険労務士 等 資格取得支援制度	受検日の特別休暇化 受検料の補助 通信教育受講費の補助
課・室長 代							
係 長							
主 任 保 員							

(注) ・基本研修及び自己啓発に対する支援については、各部の協力を得ながら、総務部で企画・立案を行い、実施する。
・実務研修については、総務部と連携を図りつつ、各部で企画・立案を行い、実施する。